

保 健 学 科 学 生 要 覧

令和7年度入学者対象

山 口 大 学 医 学 部

目 次

1. 教育理念・教育目標	1
2. ディプロマ・ポリシー, カリキュラム・ポリシー	1
看護学専攻	1
検査技術科学専攻	3
3. 沿 革	6
4. 卒業により得られる学位・受験資格等	8
5. 卒業要件, 進級基準及び共通教育科目・専門科目の履修方法	9
(1) 卒業要件	9
(2) 進級基準	9
(3) 共通教育科目及び専門科目の履修方法	9
(4) 保健学科専門科目の授業形態	16
(5) 履修科目登録の上限単位数	16
(6) 保健学科専門科目ナンバリング	16
(7) 保健学科専門科目の履修方法等について	19
(8) レポートの剽窃・盗用（コピー＆ペースト）による不正行為について	21
(9) 保健学科専門科目の成績評価に関する疑問・確認の受付について	22
(10) 看護学専攻 助産師コースについて	22
6. 学生生活	23
7. 学生関係諸証明・諸手続一覧	27
8. 図書館の利用方法（医学部図書館）	28
9. 課外活動	31
(1) サークル一覧	31
(2) 課外活動及び福利厚生施設	32
(3) 山口大学医学部体育館使用心得	32
(4) 山口大学医学部桃山グラウンド使用心得	33
(5) 山口大学医学部武道場使用心得	33
(6) 山口大学医学部学友会館使用心得	34
(7) 山口大学医学部学生部室使用心得	34
10. 学生の傷害保険・健康保険等について	35
(1) 総合補償制度「Will」（医学部保健学科の学生対象）	35
(2) 学生健康保険組合	35
11. 規則等	37
(1) 医学部規則	37
(2) 山口大学医学部保健学科特別欠席に関する内規	37
(3) 気象事象による災害発生の恐れがある場合の授業及び定期試験の取り扱い	39
(4) 定期試験受験上の注意（保健学科専門科目）	41
12. 建物配置図	42

1. 教育理念・教育目標

保健学科では、保健・医療の分野において、真理を探究し、人類の幸福と発展に資する知識・技術を「発見し」・「はぐくみ」・「かたちにする」ことを教育理念とし、保健医療の専門的知識と技術の教授とともに、豊かな人間性を涵養する教育を行い、今後の社会の変化に対応しうる医療技術者を養成することを目的として、以下のような教育目標を掲げます。

- ① 保健・医療の変化に対応できる人材の育成
- ② 保健・医療チームの一員として活躍できる人材の育成
- ③ 保健・医療の学問体系の確立に貢献できる人材の育成
- ④ 保健・医療の国際化に対応できる人材の育成
- ⑤ 地域保健及び地域医療の向上に貢献できる人材の育成

2. ディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシー

看護学専攻

<ディプロマ・ポリシー>

山口大学医学部保健学科看護学専攻では、看護職者として、社会と医療の変化や国際化に対応でき、急速に進歩している医療・看護に対応し高度なヘルスケアチームの一員として活躍できるとともに、地域医療の向上に貢献できる人材の育成を目指します。この実現のために、山口大学のディプロマ・ポリシーのもと、以下を医学部保健学科看護学専攻のディプロマ・ポリシーに定めます。これらを満たした学生に対して、「学士（看護学）」の学位を授与します。

[1] 幅広い教養と汎用的技能

1. 幅広い教養を持った保健・医療の担い手として、変化する社会の要請に柔軟に対応できる。
[DP1-1]
2. 実践的英語能力を身に付け、医療・看護の国際化に対応できる。[DP1-2]
3. 語学力を含む国際感覚を身に付け、世界レベルの健康問題について認識できる。[DP1-3]

[2] 専門的な知識・技能

1. 急速に進歩している医療・看護の状況を正しく理解し、安全で適切な看護を提供できる。
[DP2-1]
2. 看護学の各分野について、情報や知識を複眼的、論理的に分析し、的確に表現できる。
[DP2-2]

[3] 自律・協働する力と物事をかたちにする力

1. 高度なヘルスケアチームの一員として、他の職種の役割を理解し、円滑なコミュニケーションを図りながら、協働関係を築き、発展させることができる。[DP3-1]
2. 臨地実習での学習により、ヘルスケアチームの一員として活躍できる。[DP3-2]
3. 地域の保健・医療のニーズに合った活動を計画し遂行することができる。[DP3-3]
4. 保健・医療に関する種々の課題を見出し、解決に必要な情報を収集・分析・整理し、その課題（問題）を確実に解決できる。[DP3-4]
5. 看護研究に必要な基礎的能力を身に付け、保健医療・看護サービスの質向上及びケア提供システムの発展に寄与できる。[DP3-5]

＜カリキュラム・ポリシー＞

山口大学医学部保健学科看護学専攻では、学生がディプロマ・ポリシーを満たすために、教育課程・教育内容、教育方法及び学修成果の評価についての方針を以下のように定めます。

1. 教育課程・教育内容

保健学科看護学専攻の教育課程は共通教育科目(教養コア系列、英語系列、一般教養系列)及び医学部保健学科専門科目(専門基礎科目、専攻別専門科目)で構成されます。

(1) 1年次には、「共通教育科目」を中心に「専門基礎科目」「看護学専攻別専門科目」を配置し、「共通教育科目」では、社会の要請に柔軟に対応できる幅広い教養を持った医療の担い手としての基本的能力[DP1-1]を育成します。「専門基礎科目」では、生活者としての患者理解[DP2-1]、人体の構造と機能を理解するための病態の基盤となる知識[DP2-1]を養い、コミュニケーションスキルやカウンセリング・マインド[DP3-1]を育みます。

「専攻別専門科目」では、看護への導入と概論、生命や人権を尊重した倫理観、ヘルスケアチームにおける連携等、看護学の基盤となる知識や態度[DP2-2][DP3-1]を育成します。

(2) 2年次には、主に「専攻別専門科目」を配置します。「基礎看護学科目」では、看護過程を展開するうえで必要となる基礎知識や、看護実践の基盤となる看護基本技術[DP2-1][DP2-2]を磨き、ステップを積み重ね、基礎看護学実習を行います。同時に「臨床看護学科目」、「母子看護学科目」、「地域・在宅・老年看護学科目」において、各ライフサイクルにおける特徴と健康課題の理解、看護援助に必要な基本的知識や技術[DP2-1][DP2-2]の向上を目指します。

(3) 3年次前期には、実習を中心に開設し、看護の対象者の特徴を理解したうえで、看護実践能力[DP3-1][DP3-2]を養います。保健師教育の関連科目では、地域の保健医療福祉等のニーズに対応した活動を計画し、遂行するための知識と技術[DP3-3][DP3-4]を育成します。また、後期には、「看護の統合と実践」として、卒業研究に着手[DP3-5]します。

(4) 4年次前期においても、引き続き実習を中心に配置し、「看護の統合と実践」へと展開[DP3-1][DP3-2][DP3-3][DP3-4]します。看護学卒業研究では、看護学の学修を通して抱いた疑問や興味について、科学的根拠を探究する過程を学び、看護実践や看護学の発展に寄与できる基礎的能力[DP3-4][DP3-5]を養います。

(5) 助産師コースの学生には、3年次以降、上記の科目に加え助産学に関する科目を開設し、助産師としての責務と役割の理解を図り、必要な助産の知識、体系的な助産診断技術スキルを育成します[DP2-1][DP2-2][DP3-1][DP3-2]。

(6) 1～4年次にわたって英語の科目を開設し、国際化に対応できる語学力やコミュニケーション能力を育成します[DP1-2][DP1-3]。

2. 教育方法

(1) 講義・演習・実験・実習等の授業により、講義視聴を中心として知識の定着を図り、演習・実践を通して知識活用法と技能を教授し、ディスカッション、グループワーク、プレゼンテーション等の実践により汎用的な技能を養います。

(2) 主体的学習を推進するため、アクティブ・ラーニングを導入しています。

(3) 医療人としての視野の拡大及び多職種との連携・協働の促進のために、一部の科目を医学科や検査技術科学専攻等との合同授業としています。

(4) 看護の実際の場面をイメージでき、実践力を身に付けるための多彩な演習を行います。

(5) 高度医療を提供する附属病院をはじめとし、在宅医療を提供する訪問看護事業所、保

健予防サービス提供とともに地域健康危機管理や地域包括ケアシステム構築を担う保健所・保健センターなど、各専門領域の実習目標を達成するための幅広い実習先で臨地実習を行います。

(6) 看護学卒業研究は、教員一人あたりの学生数を原則として3～4名とする少人数教育を行います。

(7) 学科内の電子シラバスを活用し、学生が円滑に学習を進められるようにしています。システムを活用し、詳細な授業計画の把握、資料のダウンロード、レポート提出、授業内容に対する学生からの評価等を行います。

(8) 2年次以降も医療英語、基礎医療英会話、国際看護学と、英語を母語とする教員による授業を段階的に学習できる環境を整えています。

(9) 看護技術経験一覧表により、学生の段階的な学修履歴を記録し、実習における学生の学修成果や課題を可視化するとともに、卒業教育にも活用しています。

3. 学修成果の評価

(1) 試験、レポート、実習成果、実技試験等に基づき、学修成果の到達度を厳格に評価します。

(2) 学修成果の可視化及び質保証を図るために、各科目とディプロマ・ポリシーの各項目の定量的対応関係及び各項目の達成度を定量的に示します。

検査技術科学専攻

<ディプロマ・ポリシー>

山口大学医学部保健学科検査技術科学専攻では、高度な医療専門職業人として、医療の変化や国際化に対応でき、医療チームの一員として活躍できるとともに、地域医療の向上に貢献できる人材の育成を目指します。この実現のために、山口大学のディプロマ・ポリシーのもと、以下を医学部保健学科検査技術科学専攻のディプロマ・ポリシーに定めます。これらを満たした学生に対して、「学士（保健学）」の学位を授与します。

[1] 幅広い教養と汎用的技能

1. 幅広い教養を持った医療の担い手として、変化する社会の要請に柔軟に対応できる。

[DP1-1]

2. 個人情報管理、研究倫理、知的財産の管理に関する知識を習得し、その内容について適切に説明ができる。[DP1-2]

3. 実践的英語能力を身に付け、医学・医療の国際化に対応できる。[DP1-3]

4. 外国学生との交流や海外の専門書を読むことを通じ、世界レベルの医療問題を認識できる。

[DP1-4]

[2] 専門的な知識・技能

1. 急速に進歩している医療状況を正しく理解し、高度で信頼性の高い臨床検査を提供できる。

[DP2-1]

2. 検査技術学の各分野について、情報や知識を複眼的、論理的に分析し、的確に表現できる。

[DP2-2]

[3] 自律・協働する力と物事をかたちにする力

1. チーム医療を担う一員として、他の職種の役割を理解し、円滑なコミュニケーションを図りながら、協力関係を築き、発展させることができる。[DP3-1]

2. 臨床実習での学習により、チーム医療の一員として活躍できる。[DP3-2]
3. 保健・医療に関する種々の課題（問題）を見出し、解決に必要な情報を収集・分析・整理し、その課題（問題）を確実に解決できる。[DP3-3]
4. 医療研究に必要な創造性、思考力、語学力などの基礎的能力を身に付け、検査技術学の確立や発展に寄与できる。[DP3-4]

＜カリキュラム・ポリシー＞

山口大学医学部保健学科検査技術科学専攻では、学生がディプロマ・ポリシーを満たすために、教育課程・教育内容、教育方法及び学修成果の評価についての方針を以下のように定めます。

1. 教育課程・教育内容

保健学科検査技術科学専攻の教育課程は共通教育科目(教養コア系列、英語系列、一般教養系列、専門基礎系列)及び医学部保健学科専門科目（専門基礎科目、専攻別専門科目）で構成されます。

- (1) 1年次には、「共通教育科目」を中心に「専門基礎科目」「検査技術科学専攻別専門科目」を配置し、「共通教育科目」では、社会の要請に柔軟に対応できる幅広い教養を持った医療の担い手としての基本的能力 [DP1-1] [DP1-2] を育成します。「専門基礎科目」「検査技術科学専攻別専門科目」では、総合的な生命・医療倫理、医療知識、基本的な検査値への理解力 [DP1-2] [DP2-1] を養うとともに、人体の構造と機能を理解するための病態の基盤となる知識や、社会や労働環境が人体に与える影響についての理解 [DP2-1] [DP2-2] を促します。
- (2) 2年次の「検査技術科学専攻別専門科目」では、病理学・免疫学・血液学・微生物学・医動物学・生理学・分子生物学等の各専門分野を学び、学問としての医学を理解 [DP2-1] [DP2-2] させるとともに、基礎検査学を学ぶことで、臨床検査技師の業務や基礎的知識、必要とされる倫理観 [DP1-2] を育成します。
- (3) 3年次には、「検査技術科学専攻別専門科目」の演習・実習を通じ、各専門分野の検査診断、検査技術を学び、医学の発展と共に進歩してきた検査技術 [DP2-1] [DP2-2] を修得させるとともに、「検査技師のための看護学」を通じ、臨床の現場で実施されているチーム医療や患者への接遇の重要性の理解 [DP3-1] を促します。
- (4) 4年次には病院実習として、教員及び病院の臨床検査技師が直接指導し、実際の臨床検査学 [DP3-1] [DP3-2] [DP3-3] を提供します。また、病棟実習を体験することで、医療の中の検査の役割について知識 [DP3-1] [DP3-2] を深めます。さらに臨床検査学総合研究として各研究室に配属され、研究チームに加わることで、研究倫理を学び、知識・技術を総合的に捉える思考力・判断力 [DP3-3] を養い、創造性、思考力を備えた、将来の検査技術の発展や社会に貢献できる人材 [DP3-4] を育成します。
- (5) 細胞検査士コースの学生には、細胞診断学に係る講義・演習・実習を開設し、認定試験に合格するための知識・技能を育成します [DP2-1] [DP2-2] [DP3-1] [DP3-2] [DP3-3]。
- (6) 1～4年次にわたって英語の科目を開設し、国際化に対応できる語学力やコミュニケーション能力を育成します [DP1-3] [DP1-4]。

2. 教育方法

講義・演習・実験・実習等の授業により、講義視聴を中心として知識の定着を図り、演習・実践を通して知識活用法と技能を教授し、ディスカッション、グループワーク、プレゼンテーション等の実践により汎用的な技能を養います。

- (1) 医学知識の確実な定着を図るため、毎授業の小テストを課しています。
- (2) 実習で得られた結果に対する問題意識、分析力を高めるため、検討会での発表、討議という形でアクティブ・ラーニングを実施しています。
- (3) 入学直後から実技教育を行い、目的意識を高めるように努めています。
- (4) 国際化に対応できる英語能力を積極的に身に付けるために、入学時から授業外での有用な英語 WEB 教材の活用を紹介し、2 年次以降も医療英語、基礎医療英会話と段階的に学習できる環境を整えています。
- (5) 医療人としての視野の拡大及び他職種との連携・協働の促進のため、一部の科目を看護学専攻や医学科との合同授業としています。
- (6) 病院検査部で行う病理実習や病棟での医師・看護師・薬剤師の業務を学ぶとともに、入院中の患者様の症例検討会を行う病棟実習によって、知識技術のみならず検査技師としての責任感、使命感を育みます。
- (7) 臨床検査学総合研究は、教員一人当たりの学生数を原則として 2～3 名としています。
- (8) 基礎医学研究を知るための授業を実施して、医学科との協力のもと、希望者には医学研究科での総合研究も認め幅広い進路選択を可能としています。

3. 学修成果の評価

- (1) 試験・レポート等に基づき、学修成果の到達度を厳格に評価します。
- (2) 4 年間の学修成果は、共通教育科目及び検査技術学の講義科目の修得単位数に加え、「病院実習」及び「総合研究」によって、総合的に評価を行います。
- (3) 学修成果の可視化及び質保証を図るために、各科目とディプロマ・ポリシーの各項目の定量的対応関係及び各項目の達成度を定量的に示します。

3. 沿 革

本学科は、国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令の一部を改正する省令（平成12年文部省令第36号）により、平成12年10月山口大学医学部に設置された。

開設時に、看護学専攻、検査技術科学専攻の2専攻が設置され、平成13年4月から学生を受け入れた。

なお、上記の2専攻は、山口大学医療技術短期大学部の看護学科、衛生技術学科を母体としている。

【前 身 校】

・ 山口大学医学部附属看護学校

昭和27年4月11日	山口県立医科大学附属准看護婦養成所を開設した。
昭和29年4月1日	山口県立宇部高等看護学校を開設した。
昭和30年2月4日	保健婦・助産婦・看護婦法（昭和23年法律第203号）第21号2号に基づき看護婦養成所として指定された。（厚生省発医第11号）
昭和30年3月3日	山口県立医科大学附属准看護婦養成所を廃止した。
昭和32年4月1日	山口県立宇部高等看護学校を廃止し、山口県立医科大学附属高等看護学校を設置した。 保健婦・助産婦・看護婦法第21条第1号に規定する学校として指定された。
昭和42年6月1日	文部省令第11号国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令に基づき、国立へ移管した。 山口大学医学部附属看護学校と名称を変更した。
昭和53年11月30日	専修学校校舎（第一校舎）（1,951㎡）が竣工した。
昭和57年3月31日	山口大学医学部附属看護学校を廃止、閉校した。

・ 山口大学医学部附属臨床検査技師学校

昭和35年4月1日	山口県立医科大学附属衛生検査技師学校を開設した。
昭和42年6月1日	文部省令第11号国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令に基づき国立へ移管した。 山口大学医学部附属衛生検査技師学校と名称を変更した。
昭和47年4月1日	文部省令第12号国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令に基づき、衛生検査技師学校が臨床検査技師学校となった。 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第15条第1号に規定する学校として指定された。
昭和58年3月31日	山口大学医学部附属臨床検査技師学校を廃止、閉校した。

【山口大学医療技術短期大学部】

昭和51年12月14日	山口大学医療技術短期大学部創設準備委員会を設置した。
昭和54年4月1日	山口大学医療技術短期大学部創設準備室を設置した。 創設準備室設置に伴う山口大学医療技術短期大学部創設準備委員会を設置した。
昭和54年10月1日	国立学校設置法（昭和54年3月31日法律第11号）の一部改正により、山口大学医療技術短期大学部が山口大学に併設された。 国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令（昭和54年9月27日文部省令第22号）により、看護学科が置かれた。
昭和55年3月26日	第二校舎（1,158㎡）が竣工した。
昭和55年4月1日	看護学科が保健婦・助産婦・看護婦法（昭和23年法律第203号）第21条第1号に規定する学校として指定された。 （昭和55年4月24日文部省告示第77号）
昭和56年4月1日	国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令（昭和56年4月1日文部省令第16号）により、衛生技術学科が置かれた。臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第15条第1号に規定する学校として指定された。（昭和56年4月13日文部省告示第62号）
昭和58年2月28日	本館（管理・研究室）（2,312㎡）改修工事が竣工した。
昭和59年3月30日	図書館（医学部共用）（1,181㎡）が竣工した。
昭和59年8月31日	体育館（医学部共用）（1,062㎡）が竣工した。
昭和63年3月31日	図書館増築工事（775㎡）が竣工した。
平成元年9月30日	創立10周年記念式典を挙行了した。
平成12年10月1日	国立学校設置法の一部改正により医学部保健学科に改組・転換した。
平成15年3月31日	山口大学医療技術短期大学部を廃止・閉学した。

【山口大学医学部保健学科】

昭和58年9月	将来検討委員会を設置した。 4年制教育機関への昇格構想の検討を開始した。
平成6年6月	保健学科設置準備委員会を設置した。
平成12年10月1日	国立学校設置法の一部改正により山口大学医学部に保健学科が設置された。 看護学専攻、検査技術科学専攻の2専攻が設置された。 看護学専攻が保健婦・助産婦・看護婦法第19条第1号、第20号第1号及び第21条第1号に規定する学校として指定された。
平成13年4月1日	検査技術科学専攻が臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第15条第2号に規定する学校として指定された。 保健学科第1期生を受け入れた。

4. 卒業により得られる学位・受験資格等

各専攻で取得できる学位及び受験資格等は以下のとおりです。

各資格の修得必要単位については、「5. 卒業要件、進級基準及び共通教育科目・専門科目の履修方法」（別表1）～（別表3）を参照してください。

看護学専攻

種 別		学位・免許・資格等の名称	備 考
卒業により得られる学位		学士（看護学）	
受 験 資 格 等	国家試験受験資格	看護師	
		保健師	
		助産師	修得必要単位有 （対象:女子, 人数制限有）
	申請により得られる免許	養護教諭二種免許状	修得必要単位有※
		第一種衛生管理者	

※養護教諭二種免許状の取得を希望する場合, 以下の共通教育科目を修得する必要があります。

日本国憲法, 運動健康科学, スポーツ運動実習, 英語会話（Ⅰa・Ⅰb・Ⅱa・Ⅱb から2科目）,
データ科学と社会Ⅰ, データ科学と社会Ⅱ

（共通教育履修案内「教員免許状について」を参照のこと）

なお, 養護教諭二種免許状は, 保健師の免許を得た後でなければ申請できません。

検査技術科学専攻

種 別		学位・免許・資格等の名称	備 考
卒業により得られる学位		学士（保健学）	
受 験 資 格 等	国家試験受験資格	臨床検査技師	
	認定試験受験資格	細胞検査士	修得必要単位有 コース選択者認定試験有
		健康食品管理士	修得必要単位有
	その他在学中に受験できる 資格試験	医療情報技師	
		毒物劇物取扱責任者	受験日が平日で高年次で の受験が難しいため1年 次に受験すること。
		バイオ技術者（上級・中級）	
		第2種ME技術者	

5. 卒業要件、進級基準及び共通教育科目・専門科目の履修方法

(1) 卒業要件

卒業要件を満たすためには、山口大学医学部規則第8条の定めるところにより、看護学専攻において137単位以上、検査技術科学専攻において138単位以上を修得するとともに、TOEIC スコア400点以上を取得する必要があります。

	共通教育科目	専門科目	単位数合計	TOEIC スコア 基準点
看護学専攻	30	107	137	400
検査技術科学専攻	34	104	138	400

① 共通教育科目

卒業に必要な共通教育科目の単位数は、別表1に定める卒業要件に従い、看護学専攻において30単位以上、検査技術科学専攻において34単位以上を修得しなければなりません。

② 専門科目

・看護学専攻

卒業に必要な専門科目の単位数は別表2により、専門基礎科目の必修科目22単位、専攻別専門科目の必修科目83単位、及び専攻別専門科目から選択必修科目2単位合計107単位以上とします。

	必修科目	選択必修科目	合 計
専門基礎科目	22		107
専攻別専門科目 (*1)	83	2	

*1：基礎看護学科目、臨床看護学科目、母子看護学科目、地域・在宅・老年看護学科目及び看護の統合と実践のこと

・検査技術科学専攻

卒業に必要な専門科目の単位数は別表3により、専門基礎科目の必修科目22単位、選択科目4単位、及び専攻別専門科目の必修科目76単位、選択科目2単位合計104単位以上とします。また、卒業要件単位の修得とともに卒業試験に合格しなければ卒業することができません。

	必修科目	選択科目	合 計
専門基礎科目	22	4	104
専攻別専門科目 (*2)	76	2	

*2：基礎検査学科目、病態検査学科目及び検査技術科学卒業研究のこと

(2) 進級基準

次ページに示す医学部保健学科進級基準に掲げる進級基準の条件を満たさなければ、進級することができません。

(3) 共通教育科目及び専門科目の履修方法

別表1、別表2及び別表3に定める学年別の配当に従い履修する必要があります。

＜医学部保健学科進級基準＞

医学部規則第5条4項による保健学科の進級基準は次のとおりとする。

1. 1年次から2年次に進級するために必要な共通教育科目の単位数は別表1のとおりとし、専門科目については、専攻別に以下のとおり定める。

【看護学専攻】

専門基礎科目から「形態機能学Ⅰ」、「形態機能学Ⅱ」、「地域包括ケア論」、「医学のための統計学・生化学・人間関係論から2科目」の計5科目、専攻別専門科目から1年次に配当された4科目の単位を全て修得すること。

【検査技術科学専攻】

1年次に修得すべき必修科目の単位を全て修得すること。

2. 共通教育科目に関しては、上記の基準を満たさない者でも、次の条件を全て満たす場合には、2年次に進級できるものとする。

- ① 進級に必要な共通教育科目の不足科目数が2科目以下であること。
- ② 不足科目を2年次進級後でも修得することができると認められること。

3. 看護学専攻では、2年次末までに修得すべき共通教育科目及び専門科目を、全単位修得しなければ3年次へ進級することができない。

また、3年次末までに修得すべき必修科目を全単位修得しなければ4年次へ進級できない。

4. 検査技術科学専攻では、専門科目で2年次末までに修得すべき必修科目を全単位修得しなければ3年次へ進級できない。

また、3年次末までに修得すべき必修科目（共通教育科目の卒業要件単位34単位を含む）を全単位修得し、かつ、専門基礎科目内の選択科目4単位以上を修得しなければ4年次へ進級できない。

附 記

この基準は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度入学生から適用する。

令和5年度以前の入学者の進級基準は従前の例によるものとする。

＜英語分野の履修に関する注意事項＞

山口大学主催の TOEIC IP テストを受験しなければ、期末試験の結果に関わらず、その期の英語分野（英語および英語会話）の単位が無効となります。遅刻や事前の許可なく欠席した場合は追試の対象にはなりません。必ず、決められた期日に受験してください。

令和7年度共通教育科目編成表

(別表1)

系 列	分 野	授 業 科 目	単 位 数	必修／ 選択		開講年次				2年次への 進級要件		卒業要件	
				看 護 学 専 攻	検 査 技 術 科 学 専 攻	1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次	看 護 学 専 攻	検 査 技 術 科 学 専 攻	看 護 学 専 攻	検 査 技 術 科 学 専 攻
教養コア	基礎セミナー	基礎セミナー	2	◎	◎	○				9	8	9	9
	情報処理	データ科学と社会Ⅰ ※	1	◎	◎	○							
		データ科学と社会Ⅱ ※	1	◎	◎	○							
	知的財産教育	知的財産入門	1	◎	◎	○							
	運動健康科学	運動健康科学 ※	1	◎	◎	○							
	山口と世界	山口と世界	1	◎	◎	○							
	キャリア教育	知の広場	1	◎	◎	○							
		キャリア教育	1	◎	◎	看		検					
英 語	英語	英語Ⅰa (Ⅱa)	2	△	△	○				2	2	2	2
		英語会話Ⅰa (Ⅱa) ※	1	△	△	○				1	1	1	1
		英語Ⅰb (Ⅱb)	2	△	△	○				2	2	2	2
		英語会話Ⅰb (Ⅱb) ※	1	△	△	○				1	1	1	1
一般教養 (人文教養)	哲学	哲学	1	◎	◎	○				3	3	3	3
	歴史学	歴史学	1	◎	◎	○							
	社会学	社会学	1	◎	◎	○							
一般教養 (社会教養)	経済と法	経済と法1	1	◎	◎	○				3	3	3	3
		経済と法2	1	◎	◎	○							
		経済と法3	1	◎	◎	○							
一般教養 (自然教養)	自然科学	自然科学1	1	◎	◎	○				2	2	2	2
		自然科学2	1	◎	◎	○							
一般教養 (学際的教養)	人間の発達と育成	人間の発達と育成1	1	◎	◎	○				7	7	7	7
		人間の発達と育成2	1	◎	◎	○							
	文化の継承と創造	文化の継承と創造1	1	◎	◎	○							
		文化の継承と創造2	1	◎	◎	○							
	社会と医療	社会と医療	1	◎	◎	○							
	環境と人間	環境と人間	1	◎	◎	○							
	食と生命	食と生命	1	◎	◎	○							
専門基礎	理系基礎	化学Ⅰ	2		◎	○				-	4	-	4
		物理学実験B	1		◎	○							
		化学実験B	1		◎	○							
教職基礎	教職基礎	日本国憲法	2	※		○				-	-	-	-
		スポーツ運動実習	1	※		○							
教養展開	国際展開	国際展開科目 A1/A2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		国際展開科目 B1/B2											
	地域展開	地域展開科目 A1/A2											
		地域展開科目 B1/B2											
	知財展開	知財展開科目 A1/A2											
		知財展開科目 B1/B2											
	ユニバーサルデザイン展開	ユニバーサルデザイン展開科目 A1/A2											
		ユニバーサルデザイン展開科目 B1/B2											
	総合展開	総合科目 A1/A2											
		総合科目 B1/B2											
Yu-Dx		DX 概論											
		地域学											
		DXPBL											

【備考】

1. 必修／選択欄の、◎は必修科目、△は選択必修科目を示す。(ただし、英語分野の授業科目は、クラス分けテストの結果により履修する科目が指定される。)なお、◎、△以外の科目は卒業要件単位に含まない。
2. キャリア教育の開講年次は、看護学専攻1年次、検査技術科学専攻3年次とする。
3. ※の科目は、養護教諭二種免許状の取得に必要な科目（看護学専攻のみ対象）。
4. 教養展開科目の履修を希望する場合は、保健学科教務係に問い合わせること。

看護学専攻

(別表2)

区分	授 業 科 目	単 位			時 間 数	履修学年・学期・単位数								備 考
		必修	選択	要件外		1年次		2年次		3年次		4年次		
						前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
専 門 基 礎 科 目	医学のための統計学	2			30	2								
	医療英語	2			30			2						
	基礎医療英会話	2			30						2			
	医療心理学	2			30						2			
	地域包括ケア論	1			15		1							
	医療環境論	1			15			1						
	形態機能学Ⅰ	1			30	1								
	形態機能学Ⅱ	1			30		1							
	形態機能学Ⅲ	1			30			1						
	生化学	1			30	1								
	免疫学	1			30			1						
	病理学	1			30			1						
	微生物学	1			30			1						
	臨床栄養学	1			30				1					
	臨床薬理学	1			30			1						
	保健学	1			30				1					
	環境衛生学		1		30	1								
	医療放射線学		1		30				1					
	医療情報システム論		1		15								1	
	人間関係論	1			15		1							
	症候ケア論	1			30			1						
	リハビリテーション学		1		15				1					
	小計	22	4											
目 専 攻 科 目	看護学概論Ⅰ	1			30	1								
	看護学概論Ⅱ	1			30		1							
	看護過程論	1			30			1						
	基礎看護方法論Ⅰ	1			30			1						
	基礎看護方法論Ⅱ	1			30				1					
	基礎看護方法演習Ⅰ	2			60			2						
	基礎看護方法演習Ⅱ	2			60				2					
	看護倫理学	1			15		1							
	国際看護学	1			15								1	
	***基礎看護学実習Ⅰ	1			45				1					
	***基礎看護学実習Ⅱ	2			90				2					
	***看護管理学		1		15								1	
	看護教育学		1		15								1	
	看護リーダーシップ論		1		15								1	
	小計	14	3											
専 門 基 礎 科 目	成人疾病学	2			60			2						
	成人看護学概論	1			30		1							
	成人看護学Ⅰ	2			60				2					
	成人看護学Ⅱ	2			60				2					
	クリティカルケア看護学	1			30					1				
	臨床アセスメント学	1			30				1					
	緩和ケア論	1			15				1					
	精神保健学	2			30			2						
	精神看護学	2			60				2					
	成人看護学実習Ⅰ	3			135					3				
	成人看護学実習Ⅱ	3			135					3				
	成人看護学実習Ⅲ※	1			45							1		
	精神看護学実習	2			90					2				
	救急看護学		1		15								1	
	リエゾン精神看護学		1		15								1	
	小計	23	2											

区 分				単 位			時 間 数	履修学年・学期・単位数								備 考	
								1 年次		2 年次		3 年次		4 年次			
				授 業 科 目				必修	選択	要件外	前期	後期	前期	後期	前期		
専 門 科 目	専 攻 目	母 子 看 護 学 科	小児保健医療論	2			30				2						
			小児看護学	2			60						2				
			小児看護学実習 ※	2			90								2		
			母性看護学概論	1			15			1							
			母性看護学	1			15			1							
			母性看護方法演習	2			60				2						
			母性看護学実習	2			90					2					
			***遺伝看護学		1		15								1		
			***助産学			4	60						4				
			***助産診断技術学			3	90						3				
			***女性新生児医学			2	30						2				
			***周産期看護学			4	60						4				
			***助産管理学			1	15								1		
			***助産学実習			11	495									11	
			小計			12	1										
	専 攻 目	地 域・在 宅・老 年 看 護 学 科	老年疾病学	1			15				1						
			老年看護学概論	2			30					2					
			老年看護学	2			30						2				
			老年看護学実習	2			90							2			
			在宅看護学	2			30			2							
			在宅看護実践論	2			30						2				
			在宅看護学実習	2			90							2			
			公衆衛生看護学概論	2			30					2					
			公衆衛生看護活動論	4			60						4				
			疫学	2			30						2				
			保健統計学	2			30						2				
			保健福祉行政論	2			30						2				
			公衆衛生看護学実習	3			135								3		
			小計			28	0										
	看 護 の 統 合 と 実 践		看護学研究概論	1			30						1				
			看護学卒業研究Ⅰ	1			15						1				
			看護学卒業研究Ⅱ	2			90								2		
			災害看護学	1			15									1	
			看護学統合実習	1			45									1	
			小計			6											
	専門基礎科目小計			22	4												
	専攻別専門科目小計			83	6												
	専門科目合計			105	10												
	専門科目卒業要件合計			107単位													

要件外の欄に単位が記載されている科目は、卒業要件単位には含まない。

※ 「基礎看護学実習Ⅰ」の履修にあたっては、「基礎看護方法論Ⅰ」及び「基礎看護方法演習Ⅰ」の単位をすべて修得していること。

「基礎看護学実習Ⅱ」の履修にあたっては、「看護過程論」、「基礎看護学実習Ⅰ」の単位をすべて修得していること、及び「基礎看護方法論Ⅱ」、「基礎看護方法演習Ⅱ」の試験を受験する要件を満たしていること。

***助産師国家試験受験者必修科目。助産学、助産診断技術学、女性新生児医学、助産管理学、助産学実習は助産師コースの履修を許可された者以外は履修できない。

※ 助産師コースの学生は、上記※印の科目において履修学年・学期が他の看護学専攻学生と異なる場合がある。

区分		授 業 科 目	単 位			時 間 数	履修学年・学期・単位数								備 考
			必 修	選 択	要件 外		1 年次		2 年次		3 年次		4 年次		
							前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	
専 門 基 礎 科 目	科 目	形態機能学Ⅰ	1			30	1								
		形態機能学Ⅱ	1			30		1							
		生理機能学Ⅰ	1			15		1							
		生理機能学Ⅱ	1			30			1						
		細胞生物学	1			15		1							
		生化学	2			30		2							
		免疫学	1			30			1						
		病理学	2			30			2						
		微生物学	1			30			1						
		*臨床栄養学		1		30				1					
		*臨床薬理学		1		30			1						
		保健学		1		30				1					
		環境衛生学	2			30	2								
		疫学・保健統計学	1			15						1			
		救急看護学		1		30						1			
		医療放射線学	1			30				1					
		医療情報システム論		1		15				1					
		緩和ケア論		1		15				1					
		科学論文演習	1			30						1			
		医学のための統計学	2			30	2								
		医療英語	2			30			2						
		基礎医療英会話	2			30					2				
		小計		22	6										
専 門 基 礎 科 目	科 目	基礎検査学Ⅰ	1			30			1						
		基礎検査学Ⅱ	1			30			1						
		基礎検査学実習Ⅰ	1			45			1						
		基礎検査学実習Ⅱ	1			45				1					
		医療安全管理学	2			30						2			
		検査技師のための看護学	1			15						1			
		検査機器学	1			15		1							
		検査機器学実習	1			45			1						
		医療工学	2			30			2						
		医療工学実習	1			45				1					
		情報科学	1			30			1						
		環境衛生学実習	1			45			1						
		生化学実習	1			45			1						
		分子生物学	1			15			1						
		分子生物学実習	1			45				1					
		発生遺伝学演習		1		30						1			
		組織学	1			30	1								
		組織病理学実習	1			45			1						
		病理形態学	1			15				1					
		病理検査学	1			30					1				
		病理検査学実習	2			90						2			
		病理検査学病院実習	3			90								3	
		微生物検査学Ⅰ	2			30				2					
微生物検査学Ⅱ	2			30				2							
微生物学実習	1			45					1						
微生物検査学実習	1			45					1						
微生物検査学病院実習	1			45								1			
医動物学	2			60				2							
**細胞診断学講義Ⅰ－1			1		15	1									
**細胞診断学講義Ⅰ－2			1		15		1								
**細胞診断学講義Ⅱ－1			1		15			1							
**細胞診断学講義Ⅱ－2			1		15				1						
**細胞診断学演習			1		30	1									

区 分	授 業 科 目	単 位			時 間 数	履修学年・学期・単位数								備 考	
		必 修	選 択	要 件 外		1 年次		2 年次		3 年次		4 年次			
						前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期		
専 門 科 目	基礎 検 査 学 科 目	**細胞診断学実習Ⅰ	1		45		1								
		**細胞診断学実習Ⅱ－1	1		45			1							
		**細胞診断学実習Ⅱ－2	1		45				1						
		**臨床細胞診断学実習Ⅰ-1	2		90					2					
		**臨床細胞診断学実習Ⅰ-2	2		90						2				
		**臨床細胞診断学実習Ⅱ	2		90							2			
		基礎検査学科目小計	35	15											
	病 態 検 査 学 科 目	病態生化学Ⅰ	1			15				1					
		病態生化学Ⅱ	1			15				1					
		輸血・移植検査学	1			15				1					
		免疫学実習	2			90					2				
		免疫検査学	1			30				1					
		免疫化学実習	2			90					2				
		免疫化学病院実習	1			45							1		
		循環機能検査学	2			30					2				
		呼吸機能検査学	1			30					1				
		神経・感覚機能検査学	2			30					2				
		画像検査学	2			30					2				
		画像検査学実習	1			45						1			
		機能検査学実習	1			45						1			
		機能検査学病院実習	3			90							3		
		血液学	1			30				1					
		血液検査学	1			30					1				
		血液検査学実習	2			90						2			
		血液検査学病院実習	3			90							3		
		臨床医学	1			30			1						
		臨床検査診断学	1			15						1			
		臨床病理学	1			30					1				
		臨床病態学演習	1			30						1			
		臨床検査学実習	1			45								1	
		技能修得到達度評価	1			30						1			
		検査管理学	1			15						1			
		検査精度管理学	1			30					1				
		実験動物学		1		15						1			
		発生遺伝学	1			15						1			
		病態生化学演習		1		30								1	
		バイオサイエンス		1		15					1				
		医療環境論		1		15					1				
		国際看護学		1		15								1	
		*健康食品学		1		15					1				
	応用薬理学		1		15						1				
	病態検査学科目小計	37	6												
	臨床検査学総合研究	4			180								4		
	専門基礎科目小計	22	6												
	専攻別専門科目小計	76	21												
	専門科目合計	98	27												
	専門科目卒業要件合計	104単位													

*健康食品管理士試験受験要件

**細胞検査士養成課程必修科目

(4) 保健学科専門科目の授業形態

保健学科専門科目は、全て面接授業として開設します。

ただし、やむを得ずメディア授業に変更となる場合は、各年度当初にシラバス、授業時間割とともに周知します。

(5) 履修科目登録の上限単位数

各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が登録できる授業科目の単位数は、通年で50単位を超えないものとします。

(6) 保健学科専門科目ナンバリング

保健学科専門科目ナンバリングは、次のルールにしたがって設定しています。カリキュラムの体系的がわかるよう、各授業科目の学修段階や順序等を8桁の数字で示しています。

(付番ルール)

開講学部 (数字2桁)		学 科 ・ 専 攻 (数字3桁)		科 目 区 分 (数字2桁)		科目レベル (数字1桁)	
医学部	42	保健学科 看護学専攻	020	専門基礎科目	01	導入	1
				基礎看護学科目	02		
				臨床看護学科目	03	基礎	2
				母子看護学科目	04		
				地域・在宅・老年看護学科目	05	発展	3
				看護の統合と実践	06		
		保健学科 検査技術科学専攻	030	専門基礎科目	01	応用	4
				基礎検査学科目	02		
				病態検査学科目	03		
				臨床検査学総合研究	04		

(ナンバー例)

表示区分	開講学部	学科・専攻	科目区分	科目レベル	表示内容
形態機能学Ⅰ	42	020	01	1	医学部保健学科看護学専攻 専門基礎科目 導入レベル
医療工学	42	030	02	2	医学部保健学科検査技術科学専攻 基礎検査学科目 基礎レベル
医療工学実習	42	030	03	3	医学部保健学科検査技術科学専攻 病態検査学科目 発展レベル
母性看護学実習	42	020	04	4	医学部保健学科看護学専攻 母子看護学科目 応用レベル

(ナンバリング)

【看護学専攻】

学年 学期		必修 選択	ナンバー	科 目	学年 学期		必修 選択	ナンバー	科 目		
1 年 次	前期	必修	42-020-01-1	医学のための統計学	3 年 次	前期	必修	42-020-03-4	成人看護学実習Ⅰ		
		必修	42-020-01-1	形態機能学Ⅰ			必修	42-020-03-4	成人看護学実習Ⅱ		
		選択	42-020-01-1	環境衛生学			必修	42-020-03-4	精神看護学実習		
		必修	42-020-02-1	看護学概論Ⅰ			必修	42-020-04-4	母性看護学実習		
	後期	必修	42-020-01-1	地域包括ケア論			必修	42-020-05-3	老年看護学概論		
		必修	42-020-01-2	形態機能学Ⅱ			必修	42-020-05-3	公衆衛生看護学概論		
		必修	42-020-01-2	生化学		後期	必修	42-020-01-1	基礎医療英会話		
		必修	42-020-01-2	人間関係論			必修	42-020-01-1	医療心理学		
		必修	42-020-02-1	看護学概論Ⅱ			必修	42-020-02-3	クリティカルケア看護学		
		必修	42-020-02-3	看護倫理学			必修	42-020-04-3	小児看護学		
		必修	42-020-03-2	成人看護学概論			要件外	42-020-04-3	助産学		
		2 年 次	前期	必修			42-020-01-1	医療英語	要件外	42-020-04-3	助産診断技術学
必修	42-020-01-1			医療環境論	要件外		42-020-04-3	女性新生児医学			
必修	42-020-01-2			形態機能学Ⅲ	要件外		42-020-04-3	周産期看護学			
必修	42-020-01-2			免疫学	必修		42-020-05-2	疫学			
必修	42-020-01-2			病理学	必修		42-020-05-2	保健統計学			
必修	42-020-01-2			微生物学	必修	42-020-05-3	老年看護学				
必修	42-020-01-2			臨床薬理学	必修	42-020-05-3	在宅看護実践論				
必修	42-020-01-2			症候ケア論	必修	42-020-05-3	公衆衛生看護学活動論				
必修	42-020-02-2			看護過程論	必修	42-020-05-3	保健福祉行政論				
必修	42-020-02-2			基礎看護方法論Ⅰ	必修	42-020-06-2	看護研究概論				
必修	42-020-02-2			基礎看護方法演習Ⅰ	必修	42-020-06-4	看護学卒業研究Ⅰ				
2 年 次	前期			必修	42-020-03-2	成人疾病学	前期	必修	42-020-03-4	成人看護学実習Ⅲ	
		必修	42-020-03-2	精神保健学	必修	42-020-04-4		小児看護学実習			
		必修	42-020-04-2	母性看護学概論	選択	42-020-04-3		遺伝看護学			
		必修	42-020-04-3	母性看護学	要件外	42-020-04-3		助産管理学			
		必修	42-020-05-3	在宅看護学	必修	42-020-05-4		老年看護学実習			
		後期	必修	42-020-01-1	保健学	必修		42-020-05-4	在宅看護学実習		
			必修	42-020-01-2	臨床栄養学	必修		42-020-05-4	公衆衛生看護学実習		
			選択	42-020-01-2	医療放射線学	4 年 次		後期	選択	42-020-01-3	医療情報システム論
			選択	42-020-01-3	リハビリテーション学				必修	42-020-02-3	国際看護学
			必修	42-020-02-2	基礎看護方法論Ⅱ				選択	42-020-02-3	看護管理学
			必修	42-020-02-2	基礎看護方法演習Ⅱ				選択	42-020-02-3	看護教育学
			必修	42-020-02-4	基礎看護学実習Ⅰ				選択	42-020-02-3	看護リーダーシップ論
	必修		42-020-02-4	基礎看護学実習Ⅱ	選択		42-020-03-4		救急看護学		
	必修	42-020-03-3	成人看護学Ⅰ	選択	42-020-03-4		リエゾン精神看護学				
	必修	42-020-03-3	成人看護学Ⅱ	必修	42-020-06-3		災害看護学				
	必修	42-020-03-2	臨床アセスメント学	必修	42-020-6-4		看護学統合実習				
	必修	42-020-03-3	緩和ケア論	通 年	要件外		42-020-04-4		助産学実習		
	必修	42-020-03-3	精神看護学		必修	42-020-06-4	看護学卒業研究Ⅱ				
	必修	42-020-04-2	小児保健医療論								
	必修	42-020-04-3	母性看護方法演習								
	必修	42-020-05-2	老年疾病学								

【検査技術科学専攻】

学年 学期	必修 選択	ナンバー	科 目
1 年 次	前期	必修	42-030-01-1 形態機能学Ⅰ
		必修	42-030-01-1 環境衛生学
		必修	42-030-01-1 医学のための統計学
		必修	42-030-01-2 生化学
		必修	42-030-02-2 組織学
		選択	42-030-02-1 細胞診断学講義Ⅰ－1
		選択	42-030-02-2 細胞診断学演習
	後期	必修	42-030-01-2 形態機能学Ⅱ
		必修	42-030-01-2 生理機能学Ⅰ
		必修	42-030-01-2 細胞生物学
		必修	42-030-02-2 検査機器学
		選択	42-030-02-1 細胞診断学講義Ⅰ－2
		選択	42-030-02-2 細胞診断学実習Ⅰ
2 年 次	前期	必修	42-030-01-1 医療英語
		必修	42-030-01-2 生理機能学Ⅱ
		必修	42-030-01-2 免疫学
		必修	42-030-01-2 病理学
		必修	42-030-01-2 微生物学
		選択	42-030-01-2 臨床薬理学
		必修	42-030-02-1 検査機器学実習
		必修	42-030-02-2 基礎検査学Ⅰ
		必修	42-030-02-2 基礎検査学Ⅱ
		必修	42-030-02-2 基礎検査学実習Ⅰ
		必修	42-030-02-2 医療工学
		必修	42-030-02-2 情報科学
		必修	42-030-02-2 生化学実習
		必修	42-030-02-2 分子生物学
		必修	42-030-02-2 組織病理学実習
		必修	42-030-02-4 環境衛生学実習
		選択	42-030-02-2 細胞診断学講義Ⅱ－1
		選択	42-030-02-2 細胞診断学実習Ⅱ－1
	後期	必修	42-030-03-2 臨床医学
		必修	42-030-01-2 医療放射線学
		選択	42-030-01-1 保健学
		選択	42-030-01-2 臨床栄養学
		選択	42-030-01-3 医療情報システム論
		選択	42-030-01-3 緩和ケア論
		必修	42-030-02-2 基礎検査学実習Ⅱ
		必修	42-030-02-2 微生物検査学Ⅰ
		必修	42-030-02-2 微生物検査学Ⅱ
		必修	42-030-02-2 医動物学
		必修	42-030-02-3 医療工学実習
		必修	42-030-02-3 病理形態学
		必修	42-030-02-4 分子生物学実習
		選択	42-030-02-3 細胞診断学講義Ⅱ－2
		選択	42-030-02-3 細胞診断学実習Ⅱ－2
		必修	42-030-03-2 病態生化学Ⅰ
		必修	42-030-03-2 病態生化学Ⅱ
		必修	42-030-03-2 輸血・移植検査学
		必修	42-030-03-2 血液学
		必修	42-030-03-2 免疫学実習
		必修	42-030-03-3 免疫検査学

学年 学期	必修 選択	ナンバー	科 目
3 年 次	前期	必修	42-030-01-1 基礎医療英会話
		必修	42-030-01-2 科学論文演習
		必修	42-030-02-2 微生物学実習
		必修	42-030-02-2 微生物検査学実習
		必修	42-030-02-3 病理検査学
		選択	42-030-02-3 臨床細胞診断学実習Ⅰ－1
		必修	42-030-03-3 循環機能検査学
		必修	42-030-03-3 呼吸機能検査学
		必修	42-030-03-3 神経・感覚機能検査学
		必修	42-030-03-3 画像検査学
		必修	42-030-03-3 血液検査学
		必修	42-030-03-3 臨床病理学
		必修	42-030-03-3 検査精度管理学
		必修	42-030-03-4 免疫化学実習
	後期	選択	42-030-03-2 健康食品学
		選択	42-030-03-3 バイオサイエンス
		選択	42-030-03-3 医療環境論
		必修	42-030-01-2 疫学・保健統計学
		選択	42-030-01-3 救急看護学
		必修	42-030-02-2 医療安全管理学
		必修	42-030-02-2 検査技師のための看護学
		必修	42-030-02-3 病理検査学実習
		選択	42-030-02-2 発生遺伝学演習
		選択	42-030-02-3 臨床細胞診断学実習Ⅰ－2
		必修	42-030-03-2 発生遺伝学
		必修	42-030-03-3 画像検査学実習
		必修	42-030-03-3 機能検査学実習
		必修	42-030-03-3 検査管理学
		必修	42-030-03-4 血液検査学実習
		必修	42-030-03-4 臨床検査診断学
		必修	42-030-03-4 臨床病態学演習
		必修	42-030-03-4 技能修得到達度評価
		選択	42-030-03-4 実験動物学
		選択	42-030-03-4 応用薬理学
4 年 次	前期	選択	42-030-02-4 臨床細胞診断学実習Ⅱ
	後期	必修	42-030-03-3 臨床検査学実習
		選択	42-030-03-3 国際看護学
	通年	必修	42-030-02-3 微生物検査学病院実習
		必修	42-030-02-4 病理検査学病院実習
		必修	42-030-03-4 免疫化学病院実習
		必修	42-030-03-4 機能検査学病院実習
		必修	42-030-03-4 血液検査学病院実習
		選択	42-030-03-3 病態生化学演習
		必修	42-030-04-4 臨床検査学総合研究

(7) 保健学科専門科目の履修方法等について

保健学科専門科目の履修は、以下の内規の定めに従ってください。

<医学部保健学科専門科目履修方法等に係る内規>

1) 履修の手続

- ① 授業を履修するには、所定の期間内に、学生本人が、修学支援システムから履修の登録をしなければならない。
- ② 履修登録のない科目の試験は、受けることができない。履修登録があっても、授業時間数の3分の1を超えて欠席した場合は、受験を認めない。
- ③ 不合格となった科目を再度履修する場合は、改めて履修手続をしなければならない。
- ④ 1年次の共通教育科目については、共通教育の履修方法に従うこと。

2) 欠席届

- ① 病気その他のやむを得ない事情により授業を欠席する場合は、欠席届（次ページ参照）を担当教員及び学務課保健学科教務係に提出しなければならない。欠席届の提出をもって欠席した授業を出席として取り扱うものではない。
- ② 欠席が「山口大学医学部保健学科特別欠席に関する内規」に定められた理由によるものである場合（45p 参照）は、特別欠席届を提出することができる。届出により特別欠席と認定された日数もしくは時間数は、出席として取り扱うものとする。
- ③ 実験及び実習については、原則として欠席を認めない。
- ④ 傷病により7日以上欠席する場合は、医師の診断書を添付しなければならない。
- ⑤ 欠席届は、事前の提出が原則であるが、やむを得ない事情により事前に欠席を届け出ることができなかった場合は、事後速やかに届け出なければならない。

3) 単位の認定及び成績評価

- ① 授業科目を履修した者に対しては、試験により所定の単位を与える。
- ② 実習等の科目については、平常の学修成績をもって試験の全部又は一部の成績に代えることができる。
- ③ 授業科目の成績の評価は、シラバス等で示された授業の到達目標の達成度によって、以下の表のとおり行うこととし、秀、優、良、及び可を合格、不可を不合格とする。

評価	評点	評価基準
秀	100～90 点	授業の到達目標を十分に達成した上で、極めて優秀な成績を修めている。
優	89～80 点	授業の到達目標を十分に達成している。
良	79～70 点	授業の到達目標を達成している。
可	69～60 点	授業の到達目標を最低限達成している。
不可	59～0 点	授業の到達目標を達成していない。

- ④ 修得した単位及び成績は取り消すことができない。

4) 試 験

- ① 試験は原則として筆記試験とするが、科目によっては論文、レポートの提出をもって行うことがある。
- ② 原則として、学期末又は学年末に期日を定めて行う。
- ③ 試験を行う授業科目及び試験の日程は、開始1週間前に掲示する。
- ④ 「定期試験受験上の注意（保健学科専門科目）」（P.49参照）の定めに従い受験すること。

5) 追試験

- ① 学期末試験を受験することのできない事情がある場合は、本人の申請により、その事情が「真にやむを得ない事情」と認められた場合に限り、追試験を行う。

- ② 真にやむを得ない事情」
 (ア) 疾病
 (イ) 忌引（二親等内の親族）
 (ウ) 保健学科長がやむを得ないと認めた場合
- ③ 追試験の手続きについて
 (ア) 事前に「追試験願」に所要事項を記入押印し、受験することができない事由を証明する書類（診断書等）を添付した書類を、保健学科教務係に提出し、保健学科長の承認を得なければならない。
 (イ) 事前に（ア）の手続きを行うことができない場合、当該試験の開始前に保健学科教務係に連絡し、了解を得る。
 この場合、「追試験願」の提出は、当該学期末試験期間の終了後1週間以内に行わなければならない。
- ④ 追試験は、当該学期末試験終了後速やかに実施するものとする。
- 6) 再試験
 試験の結果不合格となった者で、担当教員が必要と認める者については、再試験を行う場合がある。
- 7) 試験時の不正行為について
 山口大学学則第63条により、試験に際し、指示違反、不正行為を行った者については、答案を没収し、その期間中に履修した科目を全て無効とし、以後の受験を認めない。さらに、50日間の停学または無期停学の懲戒処分を受ける。

（欠席届見本）保健学科専門科目及び共通教育科目「社会と医療」で使用します。保健学科教務係（1年次は共通教育係）で配付します。

欠席・遅刻届 …特別欠席事由を除く…			
提出日時 月 日			
所属専攻	保健学科 看護・検査技術科 学専攻		
学 年	年生	学籍番号	
氏 名			
欠席・遅刻する(した)日時	令和 年 月 日	曜日	時限
授業科目名			
教 員 名			
下記理由のため、欠席・遅刻・早退 します(した)のでお届けします。			
理 由	(証明書等…病気の場合は診断書…がある場合は添付) ※具体的に記載		

注 この届出は、担当教員へそれぞれ直接提出すること。

(8) レポートの剽窃・盗用（コピー&ペースト）による不正行為について

レポートの剽窃・盗用（コピー&ペースト）は不正行為です!!

レポートや卒業論文等の執筆・提出は、定期試験等と並んで大学での勉強の成果の証となる重要なものです。したがって、レポートや論文の書き方のルールを守らないと、不合格になったり、不正行為と判断されて処分の対象になることもあります。

文献あるいはデータベース等から取得した情報を使用する場合、自分の意見表明あるいは自分の研究データ等とは明確に区別しなければなりません。その場合でも、下記に示す「引用」としての使用条件に従う必要があります、この条件に違反すると多くの場合は剽窃・盗用として不正行為になります。

レポートや論文を執筆する際は下記の点に注意して下さい。

自分の意見や研究データ等で執筆した部分とそれ以外を明確に区別する。



上の「明瞭区別性」以外に下の要件を満たす必要があります。



- ・研究等の引用の目的上、必要最小限の範囲内で行う（必要最小限）。
- ・引用のある箇所について、自分の文章の方が主で、引用された他人の文献等が量的にも質的にも従である（主従関係）。
- ・取得した他人の文献あるいはデータベース等の出典を明示する（出典明示）。

具体的には、引用する場合は一字一句間違えずに正確にそのまま引用する、ウェブサイトからの引用は出典表記としてURLとページタイトルだけでなく取得日も記述する等の細かな作法を守る必要があります。更に、著作権法第35条の権利制限規定との関わりも重要です。

これらの「引用」に関する具体的な作法、その他研究者倫理、著作権法との関係は下記サイトに説明文とビデオを掲載していますので、一通り学習することをおすすめします。

(9) 保健学科専門科目の成績評価に関する疑問・確認の受付について

1. 保健学科専門科目（第2年次以降の共通教育科目を含む）に関して、成績開示後、受けた成績評価において下記の事由に該当すると考えられ、疑問や確認したいことがある場合は、まず当該授業担当教員に問い合わせてください。

- ① 成績の誤記入等、明らかに担当教員の誤りであると思われるもの
- ② シラバスや授業等により周知している成績評価法から明らかに逸脱した評価であると思われるもの

問い合わせを受けた授業担当教員は、真摯に対応します。

ただし、「授業担当教員が設定する成績評価の基準（採点基準）」に不服を述べたり、「留年を免れたい」等の理由により、成績に不服を述べたりすることはできません。

2. 教員からの回答に納得できない場合は、「山口大学医学部及び大学院医学系研究科における成績評価異議申立てに関する要項」に基づき、保健学科長に異議を申し立てることができます。

成績等が開示されてから7日以内を目処に、「成績評価に対する異議申立書」により、医学部学務課保健学科教務係に申し出てください。

3. 授業担当教員の連絡先は、シラバスまたは山口大学ホームページの「人・知・技」を参照してください。それでも、授業担当教員の連絡先が不明な場合は、医学部学務課保健学科教務係へ問い合わせてください。

4. 授業担当教員に問い合わせが困難な場合は、医学部学務課保健学科教務係へ相談してください。

(10) 看護学専攻 助産師コースについて

「助産師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、助産又は妊婦、じょく婦若しくは新生児の保健指導を行うことを業とする女子をいいます。助産師となるためには、助産師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければなりません。

助産師コースは、助産師国家試験の受験資格を得ることのできるコースです。助産師となるために必要な専門知識や技術を習得するための科目を開講しています。

定員は6名で、3年次の前期に女子を対象に募集を行いません。選考試験及びそれまでに修得した科目の成績により選考します。合格者は3年次後期よりコースに所属し、講義、演習及び実習等を履修することとなります。

詳しくは、3年次前期に、オリエンテーション、掲示等で案内します。

6. 学生生活

学生生活の基本的な事項

ここでは主に小串キャンパスについて記載します。

1年次は共通教育履修案内も参照してください。

◎ メール教員及びクラス担任制度

保健学科では、学生生活を充実しかつ有意義であるものとするため、メール教員制（1年次）及びクラス担任制（2年次以上）をおこなっています。1年次は学生数名に教員1名、2年次以上は各学年各専攻で数名の教員を定め、相談等に応じます。担当教員は年度初めのオリエンテーションにてお知らせします。

◎ 事務担当及び事務受付時間

医学部学務課では、小串キャンパスにおける履修、修学、課外活動、福利厚生等多岐にわたる業務を行っています。

学生生活上のことで、懸念事項や問題が発生したときは、気軽に学務課に相談してください。

学務課受付時間は、平日8時30分から17時15分までです。

相 談 内 容	相 談 窓 口
履修・成績に関すること	学務課保健学科教務係
進級・卒業に関すること	
修学支援システム・保健学科シラバスに関すること	
資格に関すること	
休学・復学・退学に関すること	
講義室・福利厚生施設の管理に関すること	
名札・学生証に関すること	
住所変更等に関すること	
各種証明書に関すること	学生関係諸証明・諸手続一覧参照（p27）
授業料の納付に関すること	管理運営課経理・調達係
授業料免除に関すること	学務課教育・学生支援係
奨学金に関すること	
就職支援に関すること	
総合保障制度 Will に関すること	
学生健康保険に関すること	
感染症対策に関すること	
課外活動に関すること	

※総合的な相談や不明な点は、保健学科教務係にお尋ねください。

◎ 休学及び退学について

休学又は退学を希望する場合は、学資負担者（保護者等）の同意を得た後、メール教員やクラス担任、学生委員等に相談した上で、休学又は退学したい日の前月の15日までに、休学願・退学願等の必要書類を保健学科教務係に提出してください。

◎ 転学部について

山口大学では、選考により学部間の転学部を行っている学部があります。募集期間は概ね10月頃です。詳細は当該学部の学務係等にお尋ね下さい。

◎ 在学証明書について

在学証明書が必要な場合は、学務課内に設置されている証明書自動発行機を利用してください。

◎ 旅客運賃割引証（学割証）について

実習・見学・課外活動や帰省のためにJR（片道100km以上）を利用する場合に必要な旅客運賃割引証（学割証）は、学務課内に設置されている証明書自動発行機を利用してください。1日に発行できる学割証は3枚までです。

証明書自動発行機利用の際、大学から付与されたアカウントのパスワードが必要です。忘れないよう注意してください。

◎ 通学証明書について

通学のため交通機関の定期券を購入しようとする場合は、通学証明書が必要です。通学証明書が必要な方は、学務課教育・学生支援係の窓口に応じてください。

◎ 学生証及び名札（2年次以上）について

- (1) 学生証は必ず携帯をしてください。受験、研究室、図書館、出席登録、その他の施設を利用する際や通学証明書、旅客運賃割引証（学割証）の交付を受ける際など、山口大学の学生であることを確認する必要があるとき提示を求められます。
 - (2) 「山口大学医学部・附属病院名札取扱い要項」の定めるところにより、病院構内においては必ず着衣の見やすい位置に名札を着用してください。
 - (3) 学生証又は名札を紛失又は汚損した場合は、速やかに保健学科教務係に届け出て再交付の手続きを行ってください。
- なお、学生証又は名札を再交付する場合は実費を徴収します。

◎ 改姓（名）・住所等変更について

改姓（名）等身上に異動があったときは、改姓（名）届を提出してください。
また、住所（家庭の所在地も含む）、電話番号等が変更となったときは、速やかに保健学科教務係に住所等変更届を提出するとともに、各自で山口大学修学支援システムの情報を変更してください。

◎ 大学からの通知・連絡事項について

大学が学生に対して行う通知や連絡は、原則として修学支援システム、保健学科シラバス又はe-mailで行います。また、行事案内等の軽微な事項については、医明館1階の掲示板に掲示します。緊急性の高い事項については、電話で連絡することがあります。最低1日1回は、修学支援システム、保健学科シラバス、e-mail及び掲示板（医明館1階）を確認するとともに、学務課からの電話には必ず応答するようにしてください。

これらを通じて、修学、福利厚生、課外活動等、学生生活についての大切なことが通知されます。確認をしなかったために不利益を招くことのないようにしてください。

◎ 掲示・配付物について

構内でのビラ、ポスター等を掲示・配付しようとする場合は、教育・学生支援係で許可を受けてください。（医明館1階の掲示板は使用できません。）

◎ 施設・設備の使用について

- (1) 本学部の施設・設備を授業以外で利用する場合は、学務課へ申し出てください。
- (2) 本学部以外の施設・設備を借用する場合も学務課を通して申し込んでください。

◎ 講義室等の使用について

医明館の講義室は、保健学科学生専用の講義室ではありません。授業時間以外は保健学科の学生以外も使用しますので、各自の持ち物を講義室内に放置し、退出することのないようにしてください。各自の持ち物は、貸与されたロッカーに保管願います。

福利施設及び講義室は、整理整頓に努めてください。私物を放置することのないよう適切な管理をお願いします。

医明館の講義室で自習したい場合は、休業期間中を除き平日午後8時までS2が使用できます。ただし、授業や行事等で使用できない場合があります。使用の際は、講義室の空調や照明等は最小限の使用で省エネに努めてください。

なお、医明館の建物出入口は、平日午前8時から午後8時までの時間以外は施錠していますので、建物内に入ることはできません。

◎ 遺失物、盗難について

学内で現金その他物品を紛失した場合、盗難にあった場合、金品を拾得した場合には、直ちに学務課へ届け出てください。貴重品等は肌身離さず、紛失、盗難等に合わないよう各自が注意をしてください。

◎ 授業料の納付

授業料は1年分を前期と後期に分け、5月末日と11月末日（土・日・祝日にあたる場合は、その前の営業日）に納付することになっています。授業料の納入方法は、入学時等、事前に手続を行うことにより金融機関の口座から自動引き落としになります。（取扱金融機関：ゆうちょ銀行）

- ◎ 授業料の免除について
授業料免除を希望される方は、高等教育の修学支援新制度（新制度）に申し込んでください。
詳細は、山口大学学生支援センターHP、学生生活の手引のとおりです。
- ◎ 特別待遇学生（特待生）制度について
山口大学では、学業成績が特に優れ、かつ、人物優秀であると認められた場合は、特別待遇学生（特待生）として、特待生期間に係る授業料を一部免除する制度があります。詳細については教育・学生支援係でお尋ねください。
- ◎ 表彰制度
各種活動において顕著な成果をあげた学生（部活動等の課外活動、成績優秀者、社会への貢献）に対する学長表彰、学部長表彰制度があります。
- ◎ ロッカーの貸与
医明館のロッカーは、2年次進級時に貸与され、3年次まで利用できます。
福利施設の更衣ロッカーは、看護学専攻は2年次から、検査技術科学専攻は4年次に貸与され、全ての実習が終了するまでの間、利用できます。
盗難に注意し、現金等の貴重品はロッカーに入れないようにしてください。
ロッカーの扉が開かなくなった場合は、保健学科教務係へ申し出てください。
ロッカーを破損した場合は、各自の責任において弁償することになりますので、丁寧に取り扱うようにしてください。
- ◎ 更衣室の掃除及びゴミ袋
福利施設の更衣室等は、利用者である学生各自で清掃をしてください。ゴミ袋等が必要な場合は保健学科教務係へ申し出てください。
- ◎ 郵便物の配付
サークルあての普通郵便物は、医心館1階のレターボックスに届けますので各サークルで受領してください。
なお、個人あて郵便物の宛名は各自の住所宛とし、医学部宛には出さないよう家族、知人等にあらかじめ連絡しておいてください。
- ◎ 電話の取り次ぎ
原則として、電話の取り次ぎは行いません。
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- ◎ 学内の美化・喫煙
施設や備付けの物品(机、椅子等)の取扱い、教室内の清潔整頓、紙屑の除去等常に環境の美化に心掛け、またロッカーがある更衣室は学生各自で清掃に努めてください。
また、医学部構内での喫煙は、全面禁止となっています。
- ◎ 通学方法
医学部構内は駐車場が狭隘であるため、原則として自動車による通学を禁止しています。公共交通機関または徒歩、バイク、自転車等により通学してください。真にやむを得ない状況により自動車を利用する場合は、教育・学生支援係に相談してください。
【注意1】
医学部構内外で交通事故、交通規則違反等を起こした場合は、最寄の警察に連絡するとともに、事故後速やかに、学生本人が学務課へ「事故届」を提出してください。
なお、法律により、罰金（赤キップ）以上の刑に処された者は国家試験に合格しても免許の交付を受けられないことがあります。
【注意2】
許可された者以外、医学部構内には駐車できませんので、絶対に自動車で来学しないでください。また、医学部周辺の道路や近隣店舗などへの駐車は、周囲に多大な迷惑をかけますので絶対にやめてください。
医学部周辺の道路は駐車禁止区域であり、駐車すると道路交通法違反となるだけでなく、通行の妨げにより渋滞を引き起こします。近隣店舗への無断駐車は違法行為であり、営業妨害として民事訴訟になった場合、国家試験受験資格等に影響がでます。
一人一人が常に医学部生として自覚を持ち、良識ある行動をしてください。
- ◎ 奨学金の貸与について
学業成績が優秀で、家庭の経済的な理由で修学が困難な学生のために、日本学生支援機構、地方公共団体、民間育英団体等の奨学金制度があります。
また、保健学科では、家庭の収入額が一定の基準に満たない学生に、保健学科育英奨学会による奨学金の貸与を行っています。

いずれも、出願者の中から選考により採用の可否を決定します。希望者は教育・学生支援係に問い合わせてください。

◎ 学生定期健康診断について

学生定期健康診断は、学校保健法に基づき毎年1回、5月頃を実施します。
全学生の健康状態を的確に把握し、疾病のある学生の早期発見と適切な治療方法の指導を行うもので、必ず全学生が受診しなければなりません。

◎ 自転車置き場

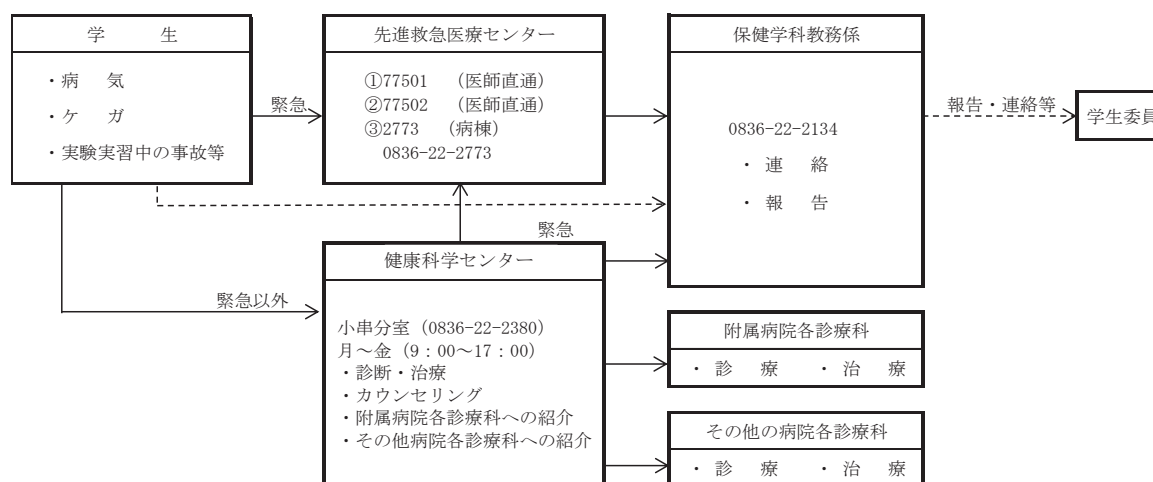
自転車及びバイクは、施錠して所定の場所に駐輪してください。道路にはみ出したり、道路に置いたりすると通行の妨げになります。特に附属病院周辺の道路は、患者さんに迷惑をかけるので、絶対に駐輪しないでください。

◎ 学生の保健管理について

実験・実習等授業中に事故、急病、けが等が発生したときは、以下の手順に従い、適切な処置を行ってください。

1. 緊急の場合（出血がひどい・身動きができない）
先進救急医療センター（内線77501, 77502, 2773）へ緊急連絡
2. 緊急以外
健康科学センター（内線2380）へ連絡
3. いずれの場合も、保健学科教務係
（内線2134, 2135, 携帯からは0836-22-2134, 0836-22-2135）へ連絡してください。
学務課には緊急用のストレッチャー及び車いすを置いています。

医学部保健学科における学生の保健管理に関する連絡図



◎ 学生特別支援室（SSR:Student special Support Room）宇部分室

学生特別支援室では、障害などの理由で修学に困難をかかえる学生の相談対応や支援のコーディネートを行っています。

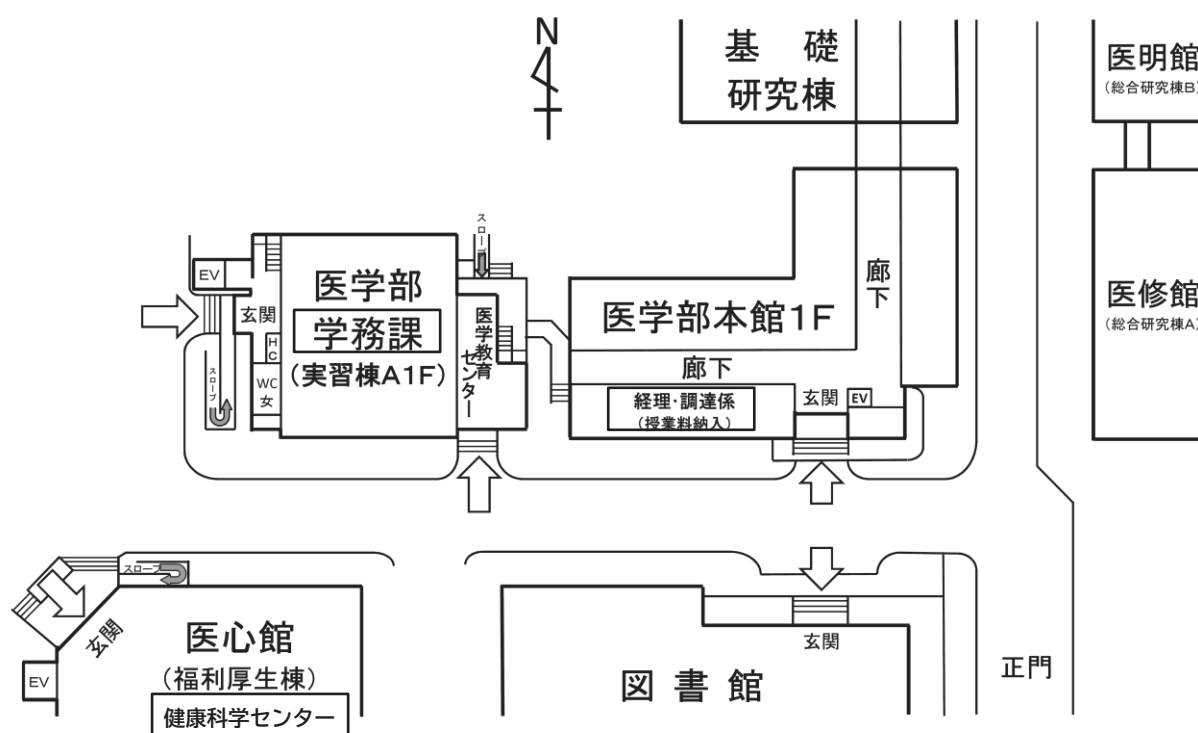
必要に応じて定期面談、授業中支援、支援申請手続きについて相談できます。

学生特別支援室の利用の仕方についての説明も行っていますので、お気軽にご利用ください。

場 所	医心館2階
利用時間	火曜日 10時～18時
電 話	0836-85-9037（常盤キャンパス宇部分室）
Mail	shien@yamaguchi-u.ac.jp

7. 学生関係諸証明・諸手続一覧

区 分	諸証明・諸手続	窓 口	備 考
各種証明書	在学証明書	自動発行機（学務課内）	
	卒業（見込）証明書	学務課 保健学科教務係	発行日数：和文3日，英文6日 推薦書10日
	成績証明書		
	推薦書		
	健康診断証明書	健康科学センター	
身上に 関すること	休学願・退学願・復学届	学務課 保健学科教務係	各自修学支援システムで随時変更 変更後速やかに届け出るとともに， 各自修学支援システムで変更
	転居届		
	改姓・改名届		
	保護者等変更届		
修学に 関すること	欠席・遅刻届		
	特別欠席願		
学生生活	金品の遺出・紛失・拾得	学務課 教育・学生支援係	
	通学証明書		発行日数：約3日
	駐車許可申請書		毎年4月
	アルバイト		家庭教師のみ情報提供
	Will・学生健康保険		
	学割証	自動発行機（学務課内）	1日3枚まで発行可
経済援助	授業料の納付に関すること	管理運営課 経理・調達係	
	高等教育修学支援新制度	学務課 教育・学生支援係	毎年度末に修学支援システム・メール により周知
	日本学生支援機構奨学金		募集の都度掲示により周知
	その他の奨学金		5月（前期），10月（後期）に募集
	保健学科育英奨学金		
課外活動	団体（結成・継続）届		担当窓口にて随時手続きを行うこと
	大会・行事等参加届		
	学生団体旅行割引		
	施設使用願		



8. 医学部図書館の利用案内

〔開館時間〕

	開館時間
平 日	8:30～17:00
土・日・祝日	休 館

※最新の開館状況は図書館ホームページでご確認ください。



図書館ホームページの
QRコードはこちら

〔特別利用サービス〕

医学部所属の学生及び大学院生は、通常開館時間外の時間帯でも医学部図書館が利用できます。事前に「特別利用ガイダンス」を受講し、「特別利用申請書」を図書館に提出する必要があります。利用希望の方は、図書館カウンター(以下「カウンター」という。)にお越しください。

ただし、特別利用を休止する日もありますので、館内の掲示または図書館ホームページをご確認ください。(この場合は「完全休館」と表記しています。)

〔入館・退館〕

入館は、ゲートで学生証をかざし、開いてから一人ずつ入館してください。複数での入館は故障の原因となります。学生証を忘れた場合は、カウンター職員に申し出て所定の手続きを行って入館してください。

退館時は、貸出手続を忘れた図書館資料を持ってゲートを通過するとブザーが鳴ります。その際は係員の原因調査にご協力ください。

〔貸出・返却〕

・貸 出

貸出を希望する資料と学生証で、自動貸出返却装置やカウンターで手続きしてください。貸出条件は以下の通りです。

館区分	身分	冊数	期間
医学部図書館	学部学生	5冊	図書：14日間 雑誌：7日間 視聴覚資料：7日間
	大学院生	10冊	

・返 却

資料を返却するときは、カウンターまたは自動貸出返却装置で返却してください。閉館時に返却をする場合は、図書館外の返却ブックポストをご利用ください。

なお、他機関の資料や視聴覚資料(DVD)は、必ず開館中に、カウンターの職員へ手渡しで返却してください。返却期限を過ぎた場合、罰則として超過した日数分、貸出停止となります。必ず期限内にご返却ください。

また、資料を紛失・汚損・破損した場合は、弁償していただきます。

- ・貸出延長

返却期限内であれば、貸出期間の延長が1回限り可能です。延長したい資料と学生証をもって、自動貸出返却装置またはカウンターで手続きを行ってください。

また、延長は、図書館ホームページの MyLibrary から手続きできます。

- ・予約・取寄せ

借りたい資料が貸出中の場合、山口大学図書館蔵書検索（OPAC）から予約できます。

また、OPAC の予約ボタンから他キャンパス（吉田・常盤地区）の図書（研究室は除く）が取り寄せできます。

研究室所蔵の資料を取り寄せたい場合は、カウンターで申し込みください。

〔資料の探し方〕

山口大学図書館蔵書検索（OPAC）では、書名や著者名などのキーワードから、山口大学で所蔵する図書・雑誌等の資料が検索できます。OPAC は図書館ホームページからアクセスが可能です。なお、館内には、OPAC 専用のパソコンが設置してあります。

〔電子資料（電子ジャーナル、電子ブック）、データベース〕

図書館ホームページの「電子資料を探す」から、山口大学で契約している電子ジャーナルや電子ブック、データベースを利用できます。

医学分野の主なデータベースには、医中誌 Web、メディカルオンライン、Ovid Medline、CINAHL 等があります。

一部の電子資料は、学外からも利用できます。利用には山口大学情報基盤センター発行のアカウントが必要です。利用方法と利用可能なサービスは、図書館ホームページ「リモートアクセス」をご覧ください。

〔学外から資料を取り寄せる〕

山口大学に所蔵していない資料を、有料で他大学・他機関から取り寄せることができます。

申し込みには事前に利用登録が必要です。図書館カウンターで申請してください。

〔学生希望図書の申込み〕

自学自習・教養・研究等のために、図書館に必要とされる図書の購入を MyLibrary から申し込むことができます。ただし、購入条件がありますのでよく読んで申し込みください。

〔グループ学習室の利用〕

グループによるディスカッションやプレゼン練習等には、グループ学習室を利用ください。

利用する際には、MyLibrary の「施設利用」から手続きをしてください。

〔無線 LAN (Wi-Fi) の利用〕

図書館内では、無線 LAN によるインターネット接続が利用できます。利用には山口大学情報基盤センター発行のアカウントが必要です。

なお、詳細は山口大学情報基盤センターのホームページをご覧ください。



〔コピー機の利用〕

コイン式コピー機があります。複写の際には著作権を守って使用してください。

〔レファレンスサービス〕

資料の所在，文献調査，事項調査，検索ツールの利用方法など，お気軽にカウンターまでおたずねください。電話，FAX，メールでの質問も受け付けています。

〔利用上の注意点〕

- ・館内では静粛をお願いします。
- ・1F のグループワークエリアは会話可能なエリアです。
- ・原則として，飲食の持ち込みはできません。ただし蓋つきの飲み物のみ持込を許可しています。
- ・携帯電話の利用はお控えください。
- ・長時間席を確保することとはご遠慮ください。
- ・貴重品の管理には十分お気を付けください。
- ・基本的な感染対策を行ってください。

〔医学部図書館連絡先〕

〒755 - 8505 宇部市南小串 1 丁目 1 - 1
Tel : 0836-22-2142 Fax : 0836-29-0003
Mail : li341@yamaguchi-u.ac.jp
URL: <http://www.lib.yamaguchi-u.ac.jp/>

9. 課外活動

学生生活を有意義に送るためには、勉学に励むとともに、体力を養い、広い視野に立って豊かな情操を養うことによって、健全な心身を育成して、もって全人格的な発達を計ることが肝要です。

サークル活動は、体力、忍耐力、明朗闊達な精神及び連帯意識を養うから青年期における学生の人間形成に寄与する所が大きいと考えられます。

医学部には体育系サークルと文化系サークル及び同好会等により活動が行われています。（下記サークル一覧）

その他に、次に掲げる恒例行事があります。

◎学内行事について

医学部では例年10月上旬頃、「医学祭」が行われ一般市民との交流の場が持たれています。

◎学外行事について

課外活動を通じて、他大学の学生及び一般市民との親睦や交流を深めるために文化系では、軽音楽部、管弦楽団の合同・定期演奏会、体育系では西日本・中国四国・九州山口地区大会等、交歓行事が年々盛んに行われています。

※各種大会・行事等に参加する場合は、実施日の1週間前までに以下から必要事項を入力・提出してください。

<https://ds23e.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~jimu/portal/po-login/form/?en=230529102227>

(1) サークル一覧

体育系サークル	主な活動場所	文化系サークル	主な活動場所
空手道部	体育館	医・工学部管弦楽団	学友会館
弓道部	宇部市弓道場	軽音楽部	学生部室
剣道部	体育館	美術部	学友会館
柔道部	武道場	国際医療研究会	第二講義室
少林寺拳法部	武道場	Yamaguchi Surgical Skill Team	
山岳部	山口県内の山	計 5 サークル	
スキー部	常盤公園、恩田公園	同 好 会	主な活動場所
水泳部	防長スイミングスクール	Code Orange (心肺蘇生法普及サークル)	漢方診療部・オンライン
硬式テニス部	桃山コート、江汐公園	茶道同好会	
軟式テニス部	桃山コート	ぬいぐるみ病院	
サッカー部	桃山グラウンド	映画研究会	
卓球部	体育館	家庭医療べんきょう会	
男子バスケットボール部	体育館	桜蘭	
女子バスケットボール部	体育館	ゴルフサークル	
バドミントン部	体育館	めで部	
男子バレーボール部	体育館	東洋医学研究科医	
女子バレーボール部	体育館	計 9 サークル	
ハンドボール部	体育館		
ラグビー部	桃山グラウンド、工学部グラウンド		
陸上競技部	恩田陸上競技場、維新公園陸上競技場		
準硬式野球部	桃山グラウンド、田辺製薬グラウンド		
フットサル部	工学部体育館		
漕艇部(ボート部)	小野湖		
計 23 サークル		合計 37 サークル	

(2) 課外活動及び福利厚生施設

◎課外活動施設

課外活動のため使用できる施設は次のとおりです。各施設の使用心得を次項以降に記載していますので、使用の際は、必ず遵守するようにしてください。

- 1) 桃山グラウンド 15,990㎡
野球, ラグビー, サッカー, 陸上, テニス (5面)
- 2) 体育館 1,062㎡ S59 SR-1
バスケット (2面), バレー (2面), バトミントン (4面) が取れます。
- 3) 学生部室 324㎡ S42 RC-1
武道場 153㎡
部 室 171㎡
武道場にはベンチプレス等体力器具が置いてあります。
- 4) 学友会館 389㎡ H12 S-1

◎福利厚生施設 (医心館)

- 1) 食堂 座席数196席
営業時間 平日 8:00～19:30
土・日曜日・祝日は休業
- 2) ショップ
営業時間 平日 9:30～18:00
土・日曜日・祝日は休業
医学図書, 雑誌, 一般図書及び文具類の販売をしています。
- 3) フードショップ
営業時間 平日 8:00～18:00
土・日曜日・祝日は休業
- 4) 談話室
使用する場合は, 施設使用願を提出してください。
- 5) 視聴覚室
使用する場合は, 施設使用願を提出してください。
- 6) 和 室
使用する場合は, 施設使用願を提出してください。
- 7) 健康科学センター小串分室

(3) 山口大学医学部体育館使用心得

体育館の使用にあたっては, 次の心得を遵守して下さい。

この心得を遵守できない個人及び団体については, 使用制限の措置をとります。

1. 体育館を使用する際には, 事前に下記担当に申し出て許可を得ること。
2. 体育館を使用できるのは原則として下記の時間内とし, 時間外には, 施設周辺を含め, 練習・集合・集会等を一切行わないこと。
使用時間 8時30分から22時まで
3. 体育館を使用する際には, 時間内であっても隣接住民の生活に迷惑を及ぼさないよう, 特に騒音を発しないよう注意すること。
4. 屋外で使用した運動靴は, 体育館内では使用しないこと。

5. 火災については特に留意し、フロア内での火気使用について禁止する。
6. 体育館内で飲酒はしないこと。
7. キャンパス内で喫煙はしないこと。
8. 体育館使用後は必ず清掃し、物品の整理整頓を行い、鍵をかけること。また、ゴミについては、所定のゴミ箱に入れること。
9. 掲示その他これに類するものは、所定の場所以外で行わないこと。
10. 体育館内での盗難には、各自十分に注意すること。

(4) 山口大学医学部桃山グラウンド使用心得

桃山グラウンド（テニスコートを含む。以下同じ。）の使用にあたっては、次の心得を遵守して下さい。

この心得を遵守できない個人及び団体については、使用制限の措置をとります。

1. 桃山グラウンドを使用する際には、事前に下記担当に申し出て許可を得ること。
2. 桃山グラウンドを使用できるのは下記の時間内とし、時間外には、施設周辺を含め、練習・集合・集会等を一切行わないこと。

平日（土曜日を含む）	8時30分から21時00分まで
日曜日・祝日のみ	9時00分から21時00分まで
3. 桃山グラウンド付近の駐輪，駐車については，一般の通行の妨げとならないよう定められた箇所とすること。

自転車は，グラウンド内又はテニスコート内の邪魔にならないところに駐輪すること。
4. 桃山グラウンドを使用した際に出たゴミは，各自持ち帰ること。また，定期的に周囲の清掃・除草を行うこと。
5. 桃山グラウンドを使用する際には，時間内であっても隣接住民の生活に迷惑を及ぼさないよう，特に騒音を発しないよう注意すること。
6. 桃山グラウンド内で花火等の火気を使用しないこと。
7. 桃山グラウンド内で喫煙及び飲酒を行わないこと。
8. 桃山グラウンド内の水道を部活動の目的以外（洗車等）に使用しないこと。
9. 桃山グラウンド使用後は，必ず整地及び整理・整頓を行い，ゲートの鍵を掛けること。

(5) 山口大学医学部武道場使用心得

武道場の使用にあたっては，次の心得を遵守して下さい。

この心得を遵守できない個人及び団体については，使用制限の措置をとります。

1. 武道場を使用する際には，事前に下記担当に申し出て許可を得ること。
2. 武道場を使用できるのは原則として下記の時間内とし，時間外には，施設周辺を含め，練習・集合・集会等を一切行わないこと。

使用時間	8時30分から22時まで（武道場は22時で自動消灯します。）
------	--------------------------------
3. 武道場を使用する際には，時間内であっても隣接住民の生活に迷惑を及ぼさないよう，特に騒音を発しないよう注意すること。
4. 部活動以外の物品の持ち込みはしないこと。
5. 火災については特に留意し，火気の持ち込みは絶対しないこと。
6. 武道場内で飲酒はしないこと。

7. キャンパス内で喫煙はしないこと。
8. 武道場使用後は必ず清掃し、物品の整理整頓を行い、施錠を確実にすること。
9. 武道場内での盗難には、各自十分に注意すること。

(6) 山口大学医学部学友会館使用心得

学友会館の使用にあたっては、次の心得を遵守して下さい。

この心得を遵守できない個人及び団体については、使用制限の措置をとります。

1. 学友会館を使用する際には、事前に下記担当に申し出て許可を得ること。
2. 学友会館を使用できるのは原則として下記の時間内とし、時間外には、施設周辺を含め、練習・集合・集会等を一切行わないこと。

使用時間 8時30分から22時まで・

3. 学友会館を使用する際には、時間内であっても隣接住民の生活に迷惑を及ぼさないよう、特に騒音を発しないよう注意すること。
4. 部活動以外の物品の持ち込みはしないこと。
5. 火災については特に留意し、火気の持ち込みは絶対しないこと。
6. 学友会館内で飲酒はしないこと。
7. キャンパス内で喫煙はしないこと。
8. 学友会館使用後は必ず清掃し、物品の整理整頓を行い、施錠を確実にすること。
9. 学友会館内での盗難には、各自十分に注意すること。

(7) 山口大学医学部学生部室使用心得

学生部室の使用にあたっては、次の心得を遵守して下さい。

この心得を遵守できない個人及び団体については、使用制限の措置をとります。

1. 学生部室を使用できるのは原則として下記の時間内とし、時間外には、施設周辺を含め、練習・集合・集会等を一切行わないこと。

使用時間 8時30分から22時まで

2. 学生部室を使用する際には、時間内であっても隣接住民の生活に迷惑を及ぼさないよう、特に騒音を発しないよう注意すること。
3. 部活動以外の物品の持ち込みはしないこと。
4. 火災については特に留意し、火気の持ち込みは絶対しないこと。
5. 学生部室内で飲酒はしないこと。
6. キャンパス内で喫煙はしないこと。
7. 学生部室使用後は必ず清掃し、物品の整理整頓を行い、施錠を確実にすること。
8. 学生部室内での盗難には、各自十分に注意すること。

担当：医学部学務課教育・学生支援係（Tel：0836-22-2099）

*修学支援システムで予約をとっていただくことになります。

<https://www.kyoumu.jimu.yamaguchi-u.ac.jp/portal/>

10. 学生の傷害保険・健康保険等について

(1) 総合補償制度「Will」(医学部保健学科の学生対象)

総合補償制度「Will (タイプ Will 2)」は、主に臨床実習中の患者さんに対する賠償責任及び実習中の傷害に対して補償する制度です。その他にも、正課中の事故や通学中の事故も補償します。

大学における教育研究及び臨床実習を円滑に進めるため、医学部保健学科の学生は全員加入となっております。

1. 保険料と保険期間

保 険 期 間	4 年
保 険 料	18,000円

2. 主な補償事項と給付金額

補 償 事 項	補 償 の 内 容	給 付 金 額
死亡・後遺障害 保 険 金	急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、死亡または後遺傷害を負った場合	238万円
入 院 保 険 金	急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、平常の生活ができなくなり、入院した場合	日額 4,000円
通 院 保 険 金	急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、平常の生活に支障が生じ、通院した場合	日額 3,000円
手 術 保 険 金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、上記入院保険金が支払われる場合において、その治療のため、手術を受けた場合	入院保険金日額の10倍 又は5倍
賠 償 責 任	偶然な事故によって、他人にケガさせたり、他人の物を壊わしたりするなどして、法律上賠償金を支払わなければならない場合	1 事故 1 億円限度
感 染 予 防 費 用 補 償 特 約	臨地実習先における、接触感染(針刺しに限らない)や、院内感染の予防措置費用、検査費用等がかかる場合	感染予防・検査費用： 50万円を限度とする実 費

3. その他

総合補償制度「Will」に関することは、山口大学医学部学務課 教育・学生支援係（電話 0836-22-2099）に問い合わせてください。

(2) 山口大学学生健康保険組合

山口大学学生健康保険組合は、学生が疾病や負傷、歯科での診療を医療機関等で受けたとき、支払った医療費の一部を医療給付金として支給するとともに、学生の保健衛生の啓蒙活動を行い、修学目的達成に寄与することを目的とする互助共済制度です。

1. 組 合 費

保 険 期 間	4 年
組 合 費	10,000円

2. 給付金等

医 療 給 付 金	疾病や負傷，歯科診療での治療に要した医療費（保険適用の自己負担金）の2分の1を給付します。入院・通院とも1日目の診療から対象となります。（1年間の医療給付金の限度額は，60,000円です。）
弔 慰 金	組合員が死亡されたときは弔慰金として10,000円を給付します。
返 還 金	退学等により本学の学生でなくなったときは，本人の請求により次年度以降の組合費は返還いたします。

3. 医療給付金の請求方法

医療給付金請求書に記入・押印のうえ，学務課（吉田キャンパスは学生支援課）に提出してください。

なお，医療機関記入欄に診療医の証明が必要ですが，証明料がかかる場合は，医療機関・薬局等が発行する領収書（学生氏名，保険点数，領収額，領収印が記載されてあるもの）を添付して請求することができます。その場合，傷病名の欄は自分で記入してください。

医療給付金請求書の提出は，原則として受診した翌月10日までですが，長期入院，医療機関での証明が遅れた等で提出できない場合など，やむを得ない場合3か月分の診療分まで提出することができます。

4. その他

- ① 医療給付金請求書の用紙は学務課（吉田キャンパスは学生支援課）にあります。
- ② 給付金等は，請求者が指定した銀行口座への振込みとなります。その際，振込手数料として，1回の振込につき，最高300円を医療給付金から差し引いて振り込みます。
- ③ 学生健康保険組合に関することは，医学部学務課教育・学生支援係（電話0836-22-2099）又は学生支援部学生支援課内（電話083-933-5612）組合事務担当者に問い合わせてください。

11. 規則等

(1) 山口大学医学部規則

医学部規則は、山口大学 HP に掲載しています。HP で最新の規則を確認してください。

URL : <https://ds0n.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~yu-reg/act/frame/frame110000288.htm>



(2) 山口大学医学部保健学科特別欠席に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、保健学科受講における特別欠席に関し必要な事項を定める。

(特別欠席の種別等)

第2条 特別欠席の種別及び期間は、次のとおりとする。ただし、第3号及び第4号については授業担当教員の裁量によるものとする。

(天災等によるもの)

(1) 風水害、地震、津波、伝染病（インフルエンザを含む）の流行、集団中毒の発生、火災、交通障害等の非常災害を含む天災等による特別欠席で、期間は、最小限の日数もしくは時間とする。

(忌引きによるもの)

(2) 親族の喪に服するための忌引きによる特別欠席で、期間は、親族に応じ別表に掲げる連続する日数の範囲内とする。

(行事によるもの)

(3) 部活動としての競技会等の行事等に参加するための特別欠席で、期間は、行事等参加に要する最小限の日数もしくは時間とする。

(受験によるもの)

(4) 卒業予定者が就職試験または進学のための入学試験の受験のための特別欠席で、期間は、受験等に要する日数もしくは時間とする。

(その他特別な理由があると認められたもの)

(5) 前各号に準ずる特別な理由があるとして保健学科が特に許可した特別欠席で、期間は、必要最小限の日数若しくは時間とする。

(特別欠席の取扱い)

第3条 特別欠席に認定された日数もしくは時間数は、この内規により、出席として取り扱うものとする。

2 前条第2号、第3号及び第4号及び5号に規定する特別欠席のうち、往復の旅行を要する期間がある場合には、その期間を加算して前項の取扱いを行う。

(願出)

第4条 学生が特別欠席をしようとするときは、事前に特別欠席願（別紙）を履修担当教員へ提出してその承認を受けなければならない。

2 第2条第1号及び第2号による特別欠席で、前項の事前の願出ができない特別な事情がある場合には、事後において速やかに手続きをしなければならない。

(実習の取扱)

第5条 実習についての特別欠席の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 欠席は原則として認めない。

(2) やむを得ず欠席する場合は、前条の特別欠席願を履修担当教員へ提出して、その承認を得なければならない。ただし、事前に提出することができなかった場合には、事後速やかに履

修担当教員に提出しなければならない。

- (3) やむを得ず欠席したと認められる場合には、実習の補習を受けなければならない。ただし、補習の内容等に関しては担当教員の裁量に任せる。

附 則 この内規は、平成17年9月7日から施行する。

附 則 この内規は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

親 族	日 数
父母・配偶者	7
子	5
祖父母・兄弟姉妹	3
叔父・叔母・曾祖父母	1

※会葬御礼の書面等の証明書を添付すること。

別紙（第4条関係）

特 別 欠 席 願	
保健学科 看護・検査技術科 学専攻	年生 番
氏 名	
下記事由のとおり、特別欠席したい(しました)のでご許可願います。	
令和 年 月 日	曜日 時限
授業科目名	
教 員 名	
理 由	一 天災等によるもの…公共交通機関発行の事故証明書等添付又は診断書添付 概要 二 忌引きによるもの…会葬御礼の書面等の証明書を添付 死亡者氏名 学生との続柄 死亡年月日 月 日 葬儀の場所(市町村名) 三 行事(競技会等)によるもの…プログラム等添付 行事名 行事期間 月 日 ～ 月 日 開催場所(市町村名) 四 受験によるもの…受験する旨の証明(受験票等写)添付 会社名または学校名 試験日 月 日 ～ 月 日 試験の場所(市町村名) 五 その他特別な理由があると認められたもの…理由を記載

※この願い出により取得した個人情報、特別欠席の認定のために利用し、他の目的には一切使用しません。

注：なるべく事前この特別欠席願を履修担当教員へ提出して、その承認を受けること。(保健学科教務係へも提出のこと。)

(3) 気象事象による災害発生の恐れがある場合の授業及び定期試験の取り扱い

平成 15 年 10 月 22 日 制定
平成 23 年 07 月 27 日 一部改正
平成 25 年 06 月 26 日 一部改正
平成 29 年 06 月 28 日 一部改正
令和 02 年 04 月 01 日 一部改正
令和 03 年 05 月 20 日 一部改正

(休講の措置)

第1条 山口市、宇部市、広島市及び福岡市に特別警報（高潮及び波浪は除く。）及び台風に伴う暴風警報（以下「警報」という。）が発令された場合の当該市に設置されている各地区キャンパス（山口地区キャンパス、宇部地区キャンパス、広島地区キャンパス及び福岡地区キャンパスをいう。（教育学部附属学校を除く。以下同じ。））の授業及び定期試験の取り扱いは次のとおりとする。

- (1) 午前7時以降に警報が発令されている場合は、その日の午前の授業及び定期試験は休講とする。ただし、授業開始後に警報が発令された場合は、それ以後に開始される午前の授業及び定期試験は休講とする。
- (2) 午前11時以降に警報が発令されている場合は、その日の午後の授業及び定期試験は休講とする。ただし、授業開始後に警報が発令された場合は、それ以後に開始される授業及び定期試験は休講とする。

第2条 副学長（教育学生担当）（以下、「副学長」という。）は、次の場合、山口地区キャンパスの休講を措置することがある。

- (1) 山口地区キャンパス周辺地域に、法令に基づく退去命令、立入り禁止、立入り制限、緊急安全確保、避難指示、若しくは地方自治体の定める防災計画等に基づく高齢者等避難が発せられた場合
- (2) 山口地区キャンパス周辺の河川の水位が当該河川の避難判断水位を超えた場合
- (3) 山口市に第1条に規定する以外の警報が発令された場合
- (4) その他災害の発生が予測される場合又は発生した場合

第3条 前条における宇部地区キャンパス、広島地区キャンパス及び福岡地区キャンパスの休講措置については、学部長又は研究科長（常盤地区においては工学部長、小串地区においては医学部長、広島地区キャンパス及び福岡地区キャンパスにおいては技術経営研究科長。以下同じ。）が副学長と協議し決定する。ただし、学部長又は研究科長が緊急性があると判断し、前条に準じて措置する場合は協議を要しない。この場合において、前条中、「山口市」とあるのは「宇部市」又は「広島市」若しくは「福岡市」と、「山口地区」とあるのは「宇部地区」又は「広島地区」若しくは「福岡地区」と読み替えるものとする。

第4条 前条ただし書きにより措置した場合、学部長又は研究科長はその旨副学長に報告しなければならない。

第5条 第1条及び第2条以外の事態が発生し、授業又は試験に支障があると予想される場合は、学長は副学長と協議し休講等の措置を決定する。

第6条 本学の複数地区において同時に授業を実施する遠隔講義については、いずれかの地区において第1条から第3条及び前条に該当する事象が発生し休講の措置を行った場合、当該授業について、全ての地区において休講とする。

2 他大学との遠隔講義については、本学キャンパスのいずれかで第1条、第2条、第3条及び前条による事象が発生した場合、本学の当該キャンパスの授業は休講とする。

(休講等措置の周知方法等)

第7条 第1条の場合においては、以下のとおりとする。

- (1) 各自(含教員)マスメディア等により確認する。
- (2) 非常勤講師については、当該関係部署において対応する。
- (3) 学生支援部から各学部へ連絡すると同時に、担当部署において掲示等により速やかに周知する。
- (4) 授業等時間中の場合は、上記以外に担当教員を通じて周知する。

2 第2条、第3条及び第5条の場合においては、前項に準ずるほか、必要に応じてマスメディア等に情報の発信を依頼する等の措置を講ずるものとする。

(代替措置等)

第8条 休講を措置した場合において、学部長、研究科長及び教育支援センター長は、休講とされた授業又は試験について、補講その他代替の措置を講ずるものとする。

2 休講を措置していない場合において、学生の居住地及び通学経路等に災害が発生し又は発生する恐れがあるために当該学生が授業又は試験を欠席又は遅刻した場合は、学部長、研究科長及び教育支援センター長は、授業については、補講その他の方法、試験については、追試験により当該学生が不利にならないよう配慮するものとする。

3 第6条第2項により、休講措置を行った場合については、当該大学との協議により、補講その他代替の措置を講ずるものとする。

(危機管理対策本部との関係)

第9条 本学に危機管理対策本部が設置された場合は、本取り扱いによらず、危機管理対策本部の指示に従うものとする。

(その他)

第10条 教育学部附属学校については、山口大学教育学部附属学校規則による。

(4) 定期試験受験上の注意（保健学科専門科目）

1. 定期試験日程について

定期試験の科目，時間，教室などは掲示で確認してください。

2. 試験室の入退室及び遅刻について

① 試験開始 5 分前までに教室に入室してください。

② 試験開始後 30 分以上遅刻した場合は，受験することができません。

なお，試験開始後 30 分以上遅刻をし，受験することができなかった場合は，再試験の対象にもなりませんので，注意してください。

③ 試験開始後 30 分以上経過するまでは，途中退席することはできません。

3. 学生証について

受験する際には，必ず学生証を持参し，机の上に提示してください。

学生証を忘れた場合は，定期試験を受験することはできません。

もし忘れた場合は，「臨時学生証」を発行しますので，保健学科教務係に申し出てください。

4. 所持品について

筆記用具およびあらかじめ許可されたもの以外のものについては，机上に置くことはできません。定期試験に必要としない所持品（書籍および下敷き等を含む）等については，かばんの中に入れてください。

特に携帯電話やスマートフォン等は必ず電源を切って，かばん等に入れてください。

5. 不正行為について

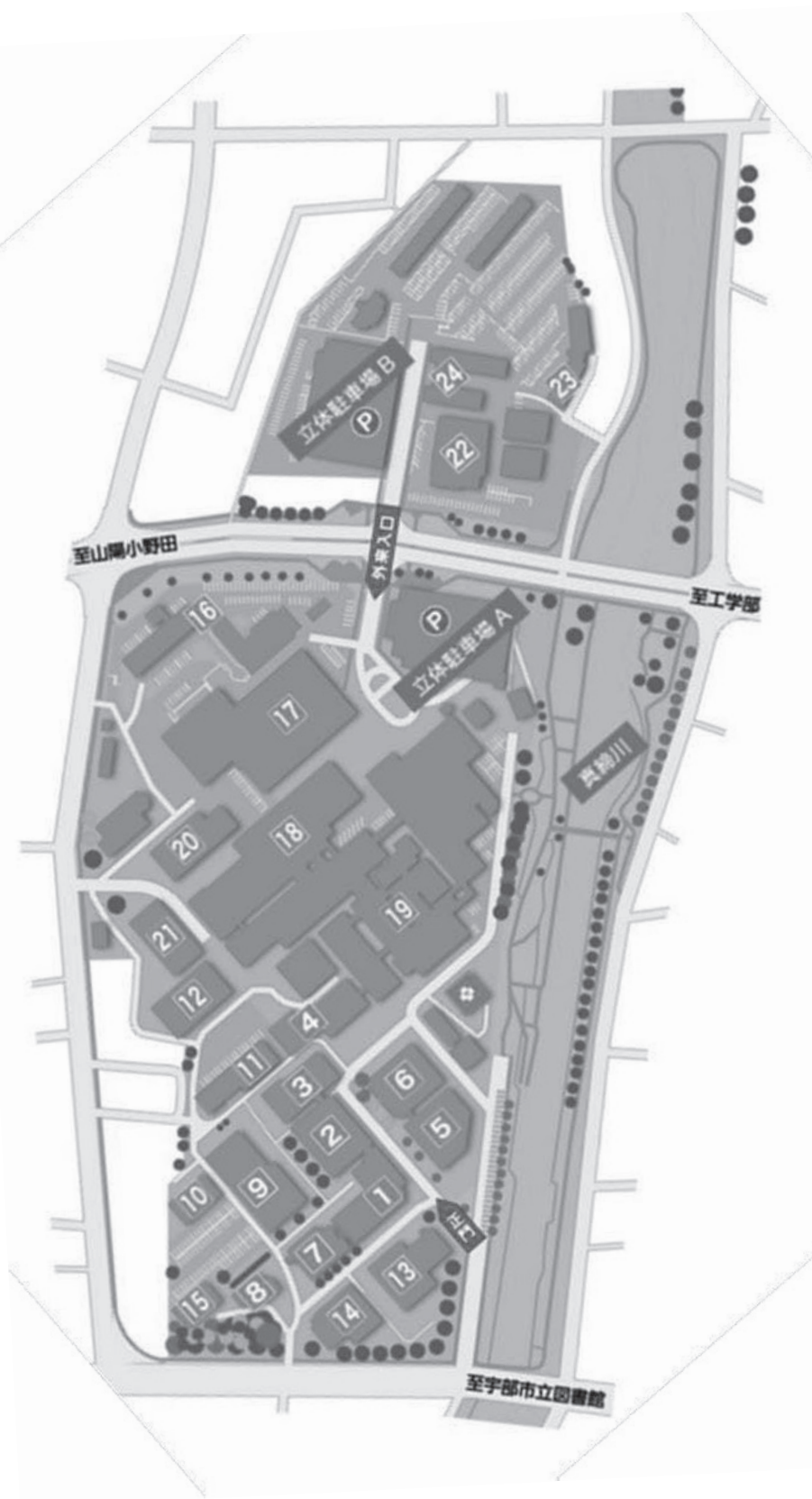
定期試験等において，不正行為を行った学生については，その行為が発覚した時点から謹慎処分となり，原則その学期に履修した授業科目すべての単位が無効となる上，学則により相応の懲戒処分を受けることになります。

6. その他の注意事項

定期試験の解答用紙には，学籍番号，氏名等を最初に明記してください。これらを記入していない答案については，無効となることがあります。

また，定期試験時間中は，試験監督者の指示に従ってください。試験監督者の指示及び注意事項を遵守しない学生については，退席を命じられることがあります。

12. 建物配置図



- | | |
|----|---------------------|
| 1 | 医学部本館 |
| 2 | 基礎研究棟 |
| 3 | 共同研究棟 |
| 4 | 臨床研究棟 |
| 5 | 総合研究棟A〔医修館〕 |
| 6 | 総合研究棟B〔医明館〕 |
| 7 | 実習棟A（1F：学務課） |
| 8 | 講義棟A |
| 9 | 臨床実験施設 |
| 10 | 講義棟B |
| 11 | 実習棟B |
| 12 | 講義棟C |
| 13 | 医学部図書館 |
| 14 | 福利厚生施設棟〔医心館〕 |
| 15 | 霜仁会館 |
| 16 | 保健学科研究棟 |
| 17 | 附属病院施設〔A棟〕 |
| 18 | 附属病院施設〔B棟〕 |
| 19 | 附属病院施設〔C棟〕 |
| 20 | 総合研究棟C（2F：保健学科福利施設） |
| 21 | エネルギーセンター |
| 22 | 体育館 |
| 23 | 地域医療教育センター〔白翔館〕 |
| 24 | 保育所 |